

令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和6年9月26日 開 会

令和6年9月27日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
請願・陳情	5
一般質問通告者一覧表	6
会議録第1号〔9月26日（木）〕	9
承認第4号から認定第5号まで10件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第19号から議案第22号及び認定第1号から認定第3号まで	
と認定第5号 事務局長補足説明	
承認第4号及び認定第4号 消防長補足説明	
承認第4号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第13号から認定第5号まで9件各質疑 各常任委員会付託	
請願第1号 議題	
常任委員会付託	
会議録第2号〔9月27日（金）〕	29
一般質問	
議案第19号から請願第1号までの10件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	73

諏訪広域連合告示第30号

令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年9月19日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和6年9月26日(木) 午後2時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
9月26日 (木)	11:30~	議会運営委員会	
	13:30~	全員協議会	専決処分の承認を求めるについて 本定例会の運営について 令和5年度介護保険事業の運営状況について 諏訪地区小児夜間急病センター事業の終了について その他
	14:30~	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 広域連合長招集あいさつ 議案説明・補足説明 監査報告 質疑 委員会付託
	(16:00~) (~17:00)	常任委員会	付託議案審査
9月27日 (金)	9:00~	議会運営委員会	
	9:15~	全員協議会	本定例会の運営について その他
	9:30~ (~12:30)	本会議	一般質問 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論・採決 【閉会】

※丸カッコ内は予定時刻

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて
- 議案第 20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 22号 令和 6 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1号 令和 5 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和 5 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和 5 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

5人（別掲通告表による）

○請願・陳情

- 請願第 1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

請 願 ・ 陳 情

令和6年9月26日

受 理 番 号	件 名	付 託 委 員 会
請願第 1号	訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書	福祉環境委員会

一般質問通告者一覧

令和6年9月

順序	氏名	通告内容
1	今井浩一 (岡谷市)	1 救護施設八ヶ岳寮の取り組みについて (1) 入浴リフト、多機能トイレなど設備の課題 (2) 職員配置 (3) 経済や飲酒など身体の病気以外の問題で入所されている方々の社会復帰 (4) アーティストなどの慰問ややりがいにつながる仕事の提供
2	早出すみ子 (岡谷市)	1 女性消防士について (1) 女性消防士の現状について (2) 働く環境整備について (3) 拡充にむけた取り組みについて
3	花岡進 (下諏訪町)	1 訪問介護報酬引き下げの対応について。 (1) 国に対して報酬引き下げの中止と処遇改善の要望は。 (2) マイナス改定の影響は。 (3) 訪問介護事業所への独自の支援は。 2 新型コロナにかかる高齢者施設等への支援について。 (1) 5類移行後の諏訪圏域内での介護事業所での集団感染の状況は。 (2) 高齢者施設等への独自の財政支援について。
4	望月克治 (茅野市)	1 スワコエイトピークスミドルトライアスロンについて (1) 諏訪圏6市町村がパートナーとなっていますが、広域連合はそこに参加していないのはなぜですか (2) 交通障害による影響や、事故、ケガなどで広域消防は何か対応をしましたか

順序	氏名	通 告 内 容
5	小 泉 正 幸 (諏 訪 市)	<p>1 消防指令システムについて</p> <p>(1) 今後の中間メンテについて</p> <p>(2) システム更新における、時期および計画</p> <p>2 各消防署の建物について</p> <p>(1) 整備状況</p> <p>(2) 築年数および改築予定</p> <p>(3) 上記に絡み、再編および移築の検討は</p> <p>3 救急出動について</p> <p>(1) 交通事故対応</p> <p>(2) 救急搬送（119番）対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般対応 ・ドクターカー／ドクターヘリ <p>(3) 山岳遭難対応</p>

令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月26日（木）

午後 2時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて
- 日程第 5 議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 請願第 1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 ～日程第12  
承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から認定第5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで10件一括議題  
○広域連合長あいさつ、提出議題の説明  
議案第19号から議案第22号及び認定第1号から認定第3号及び認定第5号 事務

局長補足説明

承認第4号及び認定第4号 消防長補足説明

承認第4号 質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第13号から認定第5号まで9件 各質疑

議案第19号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託

議案第20号、議案第21号、議案第22号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員会に付託

日程第13

請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書議題

福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員 (22名)

1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆかり   | 副 広 域 連 合 長 | 早 出 一 真 |
| 副 広 域 連 合 長 | 今 井 敦     | 副 広 域 連 合 長 | 宮 坂 徹   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治   | 副 広 域 連 合 長 | 牛 山 貴 広 |
| 監 査 委 員     | 山 崎 文 男   | 事 務 局 長     | 小 平 茂 徳 |
| 会 計 管 理 者   | 松 木 史 江   | 企 画 総 務 課 長 | 師 岡 竜 也 |
| 情 報 政 策 課 長 | 小 平 庄 太 郎 | 介 護 保 険 課 長 | 丸 茂 優 子 |

八ヶ岳寮寮長 五味 一彦 消防長 上原 昭司  
消防次長兼総務課長 増澤 亘司



○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長 藤森 一彦 企画総務課総務係長 山本 征幸  
企画総務課企画係長 河西 猛



令和6年9月26日(木)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 2時29分

散会 午後 3時37分

(傍聴者 0名)

開 会 午後 2時29分

---

**今井康善議長** ただいまから、令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時30分

---

**今井康善議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**今井康善議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、5番小泉正幸議員、18番洪澤務議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**今井康善議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて(和解及び損害賠償の額を定めるについて)

○日程第 4

議案第 19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて

○日程第 5

議案第 20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

○日程第 7

議案第 22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 8

認定第 1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11

認定第 4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 12

認定第 5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**今井康善議長** 日程第3 承認第4号から日程第12 認定第5号までの10件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の御挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中、御参集をいただき、誠にありがとうございました。

初めに、このたびの能登半島における記録的豪雨による被災状況は、本年元日の大地震の被災地において度重なる惨事となり、被災地の皆様の御心中をお察しするに、やり場のない思いと存じます。今般の災害で亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げ、被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今年は、諏訪地方でも7月から9月にかけて30度を超える暑い日が続き、記憶に残る最も暑い夏だったように思います。8月29日には、非常に強い勢力で鹿児島県に上陸し、九州全域で暴風や豪雨災害を引き起こした台風10号は、本州接近前から各地で線状降水帯が発生し、列島の広範

圃で大雨となり、河川の氾濫や土砂災害など、甚大な被害が発生いたしました。現在のところ、諏訪地域では大きな被害はありませんでしたが、これから本格的な台風シーズンを迎えております。

また、8月に入り、8日に日向灘を震源とする最大震度6弱の地震、翌9日には神奈川県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生し、また、8月19日には茨城県北部を震源とする最大震度5弱の地震が発生するなど、全国で地震が頻発しております。特に8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたため、諏訪6市町村でも、地域防災計画に基づき警戒体制を取ったところであります。その後、想定震源域で特段の変化を示すような地震活動や地殻変動は観測されず、8日の地震発生から1週間が経過した8月15日に臨時情報発表に伴う国としての特別な注意の呼びかけが終了し、各市町村とも警戒体制を解除しました。しかし、引き続き大規模地震はいつ発生してもおかしくないことに留意し、日頃から地震の備えを徹底してまいりたいと考えております。

こうした自然災害から圏域住民の命と財産を守るため、引き続き緊張感を持って災害に備えるとともに、住民としての私たち一人一人も、日頃から災害に対する備えを常に万全にしておく必要があると感じております。

一方、そのような中ではございますが、7月から8月にかけて、6市町村内におきまして夏祭りが開催され、夏らしいにぎわいが多く見られました。お祭りは郷土愛や地域の絆を深め、その地域のコミュニティーを育み、活性化させることにもつながる大事な行事であり、また、災害発生時には支え合いの大事な機能を発揮いたします。今後とも、地域の伝統文化の一つとして大切に守られ、継承されていくことを切に願っております。

それらのことを踏まえ、当連合といたしましても、地域住民の暮らしを守り、盛り上げるため、引き続き各事業の推進に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には専決処分の承認案件1件、条例案件3件、補正予算1件並びに令和5年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて10件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、本年7月3日に下諏訪消防署の救急自動車が転院搬送を行った際、医療機関の人工呼吸器のディスプレイ部分を破損させ、相手方に損害を与えた事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があり、専決処分をいたしました。

次に、議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについては、17年間という長きにわたり、諏訪地域の小児医療を支えてまいりました小児夜間急病センターが令和6年3月末をもって運営を終了したことから、ここで本条例を廃止していくというものでございます。

次に、議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正については、介護保険料の普通徴収に係る暫定賦課を令和7年4月に廃止することに伴い、現状では12期で納めていただいている保険料を9期で納めていただくよう変更するとともに、普通徴収の特例に関する条文を削除すること

から、介護保険条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については、令和6年3月29日に公布された地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令により、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置が可能となったことから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正予算をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第5号までの令和5年度決算認定について御説明申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計につきましては、歳入決算額3億7,879万1,281円に対し、歳出決算額は3億3,820万9,319円で、差引残額は4,058万1,962円となっております。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額3億7,070万2,705円に対し、歳出決算額は3億2,823万4,365円で、差引残額は4,246万8,340円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額207億6,084万2,021円に対し、歳出決算額は205億4,484万7,505円で、差引残額は2億1,599万4,516円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額26億8,747万8,375円に対し、歳出決算額は25億8,568万4,521円で、差引残額は1億179万3,854円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,930万1,346円に対し、歳出決算額1,608万147円で、差引残額は1,322万1,199円となっております。

以上が決算額の概要でございます。

次に、主な施策につきまして御説明いたします。

まず一般会計では、6市町村共同で運用している行政情報システムの安定的な運用に努めたほか、広域住民の生命・健康を守り、休日・夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業と、令和5年度末が最終事業年度となりました諏訪地区小児夜間急病センター事業を実施いたしました。

また、諏訪地区広域行政研修会を実施し、令和5年度も引き続き感染症に配慮し、一般住民の聴講は中止し、市町村議会議員及び広域市町村長など154名余りの出席をいただき、好評のうちに終了しております。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、障がいや日常生活上の困難などを抱える利用者に対するきめ細やかなケアに努めたほか、和室の洋室化、浴室内の手すり設置、介護ベッドの増設など、



入居者が安心して快適に生活できるように住環境の整備に取り組みました。また、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、制限をしておりました利用者の外出や親族・近親者との面会などを解除いたしました。また、いまだ完全には感染が収まっていないことから、細心の注意を払い、感染防止に努め運営をまいりました。

次に、介護保険であります。第8期介護保険事業計画の最終年度に当たり、事業の進捗状況や介護サービスの利用状況の分析を行うとともに、介護保険委員会を中心に協議を重ね、第9期の事業計画を策定いたしました。

次に、広域消防関係では、令和5年度中における圏域内の火災件数は64件、救急出場件数は1万248件でありました。圏域住民の安全・安心を確保するため、各種災害に備えた出動体制の整備や火災予防・各種啓発活動に取り組んでまいりました。

また、適切な消防・救急活動等を行うため、老朽化した高規格救急自動車と繰越明許により令和6年度への繰越しとなった水槽付消防ポンプ自動車を車両更新計画に基づき更新したほか、感染症流行時においても適切に業務が継続できるよう、全ての消防施設に対し感染防止対策施設改修工事を実施するとともに、下諏訪消防署に女性仮眠室を整備し、女性職員の活躍推進のための職場環境の整備に取り組みました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、隔年で実施をしております臨時災害放送局の開設訓練と災害情報伝達訓練を6市町村の防災担当とともに実施をしたほか、LCV-FMによる行政情報の発信に引き続き努めました。

以上、提案をいたしました各議案について御説明をいたしました。各議案の細部につきましては、事務局長、消防長からこの後説明をいたしますのでお願いいたします。

以上を申し上げます。開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**今井康善議長** 事務局長。

**小平茂徳事務局長** それでは、私から議案第19号から議案第22号及び認定第1号から認定第3号までと認定第5号について補足説明をさせていただき、その後、承認第4号及び認定第4号につきまして消防長から補足説明をいたします。

議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて説明申し上げます。

これは、17年間という長きにわたり諏訪地域の小児医療を支えてまいりました諏訪地区小児夜間急病センターが令和6年3月31日をもって運営を終了し、令和6年7月末までにおおむね清算のめどが立ち、借りていた建物も明け渡しましたことから、諏訪地区小児夜間急病センター条例等を廃止していくというものでございます。

また、附則において、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

議案第19号の補足説明は以上でございます。

議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、令和7年4月に介護保険の保険料における普通徴収に係る暫

定賦課を廃止することに伴い、一部改正を行うものであります。改正内容は、1. 普通徴収に係る保険料の納期の変更、2. 普通徴収の特例に関する条文の削除でございます。

なお、介護保険料の普通徴収に係る暫定賦課とは、について若干御説明をさせていただきます。暫定賦課とは、年間の保険料が確定しない4月から6月までの保険料について、普通徴収の場合に限って仮の金額で収めていただく方法で、保険料が確定したところで再度通知し、追加徴収あるいは還付等の調整及び処理を行うという事務になります。

暫定賦課の事務は煩雑であるため、職員に負担がかかることや被保険者の皆様にとっても説明が複雑になり、理解していただきにくい点などがかねてからの課題となっておりました。暫定賦課の廃止につきましては、令和3年度から本格的に6市町村の介護保険担当課長・係長会議で検討を重ね、令和4年度に正副連合長会議及び介護保険委員会において御承認をいただき、決定いたしております。

なお、このことにつきましては、普通徴収において保険料を納付いただいている保険者の皆様にあらかじめ周知するとともに、丁寧な説明による理解の定着が不可欠であると認識しておりますので、条例が改正されました後は、廃止期日までの間に、広報やホームページ、その他の方法により周知を徹底し、納付方法の変更についての理解を求めてまいります。

議案第20号の説明につきましては以上でございます。

議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本条例は、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準等を定めておりますが、厚生労働省令の改正に伴い、本条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、地域包括支援センターの職員に関する人員の配置基準及び専門職の配置基準に関する記載内容の変更となります。この改正により、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されることとなります。

なお、省令につきましては令和6年4月に施行されておりますが、条例改正を最長1年間猶予する経過措置が設けられておりますので、このたび9月議会でお諮りするものであります。

議案第21号の補足説明は以上でございます。

議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,567万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207億3,147万円とするものであります。

この補正予算は、保険給付費の県及び支払基金の定率負担分で追加交付金が生じたこと、保険給付費及び地域支援事業費の国費・県費等及び低所得者保険料軽減負担金の国費及び県費並びに報酬改定システム改修費の国費について、令和4年度の精算による償還金が確定したことの2点により補正を行うものでございます。

内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。10、11ペー

ジをお願いいたします。歳入でございます。5款1項1目介護給付費交付金に1, 116万6, 000円、6款1項1目介護給付費県負担金に2, 784万2, 000円、9款1項1目繰越金に1億666万6, 000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12、13ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に3, 900万8, 000円を、7款1項4目償還金22節償還金利子及び割引料に1億666万6, 000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第22号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。以後、決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明させていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、一般会計の歳入歳出決算になります。まず、歳入の主な点について、決算書14、15ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億1, 341万336円であります。内容は、経常経費以下広域連合の各事業に対する6市町村からの負担金で、負担割合は2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%で、その他の負担金については均等割20%、人口割80%となっております。

次に、2款国庫支出金は介護保険関係の国庫負担金で、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額7, 276万2, 405円となっております。

16、17ページをお願いいたします。3款県支出金2項1目介護保険関係負担金は、国庫支出金同様、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額3, 638万1, 202円となっております。

次に、5款繰入金は、小児夜間急病センターの患者数の減少によって生じる減収を補うため、総合福祉基金からの繰入れによるもので、収入済額250万円となっております。

以上で歳入の説明は終わりとさせていただき、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

1款議会費、2款総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため、説明は割愛させていただき、22から25ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額1億5, 422万7, 641円であります。主に低所得者の保険料軽減額に係る介護保険事業特別会計への繰出金や、障害支援区分審査会に係る委員報酬等の経費であります。

4款衛生費は、支出済額5, 576万9, 680円で、内訳は次の24、25ページにありますように、病院群輪番制病院運営費補助事業補助金及び令和5年度末で運営を終了しました小児夜間急病センターの管理・運営に係る委託料等であります。

歳出につきましては以上であります。

次に、26ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4,058万1,962円となりました。

27ページは財産に関する調書になりますが、令和5年度中に記載のとおり増減がございました。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号 令和5年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入ですが、決算書の事項別明細書38、39ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億2,972万4,966円で、市からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金です。

3款県支出金1項県負担金の収入済額は8,880万4,092円で、町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するものです。

40ページ、41ページをお願いいたします。9款繰入金2項基金繰入金の収入済額は821万7,000円で、主に高圧受電設備の更新と事業費の不足が見込まれたため、救護施設八ヶ岳寮基金から繰り入れたものでございます。

以上で歳入の説明を終わりとさせていただき、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

職員人件費関係を主な内容とする施設管理費の説明は割愛させていただき、44、45ページをお願いいたします。

2款民生費1項2目施設事業費は、入所者の直接処遇に係る経費で、支出済額8,712万8,212円であります。主なものは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄い材料費、利用者小遣い等の扶助費などがございます。

歳出につきましては以上であります。

次に、46ページの実質収支に関する調書を御覧ください。実質収支額が4,246万8,340円となりました。

47ページの財産に関する調書であり、御覧のとおり増減がございました。

救護施設八ヶ岳寮特別会計は以上でございます。

続きまして、認定第3号 令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書の62、63ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。1款保険料は収入済額41億5,701万8,820円となり、内訳は、年金天引きの特別徴収が38億6,137万3,430円で、年金天引き以外の普通徴収が2億8,730万880円、普通徴収の収納率は94.4%となっております。普通徴収現年度分の収入未済額は1,692万6,530円で、翌年度への滞納繰越となります。

また、令和4年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は834万4,510円で、収納率は20.3%となっております。徴収権の消滅により、985万2,920円を年度末に不納欠損と

いたしまして、残りの2, 283万3, 280円を翌年度に滞納繰越といたしました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは6市町村の負担金で、収入済額28億589万730円でございます。内訳は、1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の12.5%分を保険給付費割20%、人口割80%で6市町村に負担していただくもので、収入済額23億1,432万1,452円となっております。2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を6市町村が負担するもので、収入済額1億9,213万2,843円。3節事務費関係負担金は、事務費に要した経費を均等割20%、人口割80%で負担していただくもので、2億9,943万6,435円となっております。

次に、4款国庫支出金でございます。収入済額49億4,101万8,500円となります。1項国庫負担金は、居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は34億1,521万2,750円で、こちらは概算払いのため精算は翌年度に行われることとなっております。

64、65ページをお願いいたします。次に、2項国庫補助金です。収入済額は15億2,580万5,750円です。1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者の総数に対する後期高齢者の割合や、被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、10億8,137万5,000円となっております。

2目地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は1億6,798万9,600円、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、これは包括的支援事業と任意事業のことを指しておりますが、こちらは2億1,652万150円が交付されております。

6目保険者機能強化推進交付金と7目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者が介護保険の運営を自己評価し、その評価に応じ交付されるもので、保険者機能強化推進交付金は2,675万円、介護保険保険者努力支援交付金は3,205万1,000円が交付されました。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の第2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として、保険給付費の27%に相当する49億8,776万9,000円が交付されております。

2目地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者負担分として地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるもので、1億7,462万3,000円となっております。支払基金交付金につきましても、概算払いのため翌年度に精算が行われることとなります。

66、67ページをお願いいたします。次に、6款県支出金です。1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額26億7,055万3,000円となっており、こちらも概算払いのため翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費について、事業費の12.5%に当たる8,084万4,125円、2目の介護予防・日常生活支援総合事業費以外の

地域支援事業については、事業費の19.25%に当たる1億826万75円となっております。

8款繰入金です。1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減に対する国・県・6市町村の負担金を一般会計で受けて介護保険特別会計に繰り入れるもので、過年度分を合わせて1億4,481万1,950円となっております。

68ページ、69ページをお願いいたします。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れで、1億4,910万2,000円を繰入れしております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の主な点について御説明いたします。76ページ、77ページをお願いいたします。

2款保険給付費から説明をいたします。2款1項介護サービス等諸費は、要介護1以上の要介護認定者に対する給付に係るもので、支出済額は172億1,330万656円となっております。

1目居宅介護サービス給付費は、支出済額66億4,504万2,521円となっております。

2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前に介護サービスを利用した場合に、一旦介護サービスを受けた事業所に介護費用の全額を支払い、要介護認定後、申請により自己負担分を除いた額が償還払いされるものであります。支出済額9,384万9,627円となっております。なお、これ以降出てまいります「特例」という言葉がついているサービス給付は、全て同様の趣旨のものとなっております。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームのほか、定員29人以下の小規模特養などに係る給付となります。支出済額は39億5,480万9,526円です。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額57億1,865万3,356円です。

78ページ、79ページをお願いいたします。中段の2項介護予防サービス等諸費は、要支援者に対する給付に係るもので、支出済額5億1,321万1,747円となっており、その大半を占めるものが1目介護予防サービス給付費で、支出済額は3億8,950万2,765円となっております。

80ページ、81ページをお願いいたします。中段の3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検・審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しており、その審査支払いに係る手数料であります。支出済額は1,622万2,426円となっております。

4項高額介護サービス等費は、支出済額3億7,143万6,004円となっております。

5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額介護サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超えた額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支給するものであります。支出済額は5,744万9,920円でありました。

82、83ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について、収入段階別に限度額を

定め、限度額を超える分を補足的に給付するもので、支出済額は3億4,545万3,029円となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和4年度繰越金のうち、基金積立可能分と基金利息を合わせ3億5,343万2,144円を積み立てました。

84、85ページをお願いいたします。5款地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを遅らせるための介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化していくための事業費で、事業は基本的に6市町村に委託して実施しております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか、基本チェックリストにより該当となった方に対し訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額は4億1,649万2,076円となっております。

2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、支出済額は1億7,552万120円となっております。

3項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費では、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議推進、在宅医療・介護連携推進の各事業を実施しております。支出済額は4億9,501万343円となっております。

2目任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて市町村に委託し、家族介護支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣事業などを実施しており、支出済額は6,257万5,354円となっております。

86、87ページをお願いいたします。7款諸支出金1項4目償還金は、令和4年度の介護給付費等に対する国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算による超過交付分となった1億9,697万5,560円を返還したものでございます。

歳出の説明は以上となります。

次に、90ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。実質収支額2億1,599万4,516円となり、大半は国庫負担金等の償還金の財源となります。

91ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。介護保険介護給付費準備基金につきましては、年度中に介護保険特別会計から3億5,343万2,144円を繰り出して、1億4,910万2,000円を繰り入れたことによりまして、差引き2億433万144円が年度中の増額となり、年度末残高は15億7,686万9,817円となっております。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。

最後に、認定第5号 令和5年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入からになります。事項別明細書により御説明申し上げます。122ページ、123ページをお願いいたします。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,515万7,061円でございます。これは諏訪地域ふるさと振興基金利子による収入でございますが、あわせて基金を構成する国債の一

部の買換えによる差益を含めて計上してございます。

4款繰越金は、収入済額1,414万3,022円でございます。

5款諸収入は、1項1目預金利子1,263円でございます。

以上、歳入合計は収入済額2,930万1,346円となっております。

次に、124ページ、125ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,608万147円でございます。事業内訳としてのふるさと振興事業費といたしまして、ふるさと振興基金積立金543万2,637円でございます。また、スポーツ振興補助金の交付をいたしました。

次に、情報ネットワーク推進事業費として、LCV-FM放送を活用しての継続的な行政情報の発信、情報関係の利用負担金の支出を致しました。

次に、防災啓発等共同事業費として、隔年で行う臨時災害放送局開設訓練を6市町村等と共同で実施いたしました。

2款予備費につきましては、充用はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額1,608万147円でございます。

次に、126ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は1,322万1,199円となりました。

次に、127ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金は決算年度中に543万2,637円増加し、年度末現在高は10億5,005万1,923円となっております。

以上がふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私からの説明は以上でございます。

**今井康善議長** 消防長。

**上原昭司消防長** 私からは、認定第4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。ほかの決算認定案件と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容に係る点につきまして補足説明をさせていただき、主要な施策の成果説明書での説明は省略をさせていただきます。

初めに、歳入につきまして、決算書102、103ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額23億3,360万3,200円でございます。内容は、1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節その他負担金でございまして、3節その他負担金は、高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、主に退職手当等に関わるものでございます。

2目県派遣職員人件費負担金は、収入済額119万729円で、これは教官として派遣した長野県消防学校派遣職員に対する人件費負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、収入済額175万5,100円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等でございます。



3款国庫支出金1項1目消防費国庫負担金は、収入済額76万6,150円で、これは令和6年1月に発生した能登半島地震へ当消防本部から緊急消防援助隊として派遣された職員に対する経費のうち、時間外勤務手当及び特殊勤務手当分について、緊急消防援助隊活動費負担金として国から交付を受けたものです。なお、旅費・燃料費等につきましては、令和6年度中に国庫負担金として交付を受ける予定です。

次に、4款県支出金1項1目県委託金は、収入済額15万3,000円であります。これは、県の委譲事務の特例事務処理交付金でございます。県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲受け、消費許可などに関する事務でございます。

5款繰越金1項1目繰越金は、収入済額1億1,567万4,794円となっております。これは令和4年度からの繰越金と令和4年度水槽付消防ポンプ自動車購入費を令和5年度に繰り越したことによる一般財源分の繰越金となっております。

104、105ページ、6款諸収入2項1目雑入は、収入済額92万4,050円で、主なものは車両更新に伴う重量税還付金及びはしご車の燃費補償金によるものなどとなっております。

7款連合債1項1目消防債は、収入済額2億3,340万円で、更新のため富士見消防署へ配備した高規格救急自動車と全施設を対象とした感染防止対策施設改修事業、及び令和4年度事業であり、令和5年度へ繰越明許した水槽付消防ポンプ自動車の借入金でございます。なお、本年度原消防署に配備した水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴う借入れは繰越明許しましたので、その分が減額となっております。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。106、107ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目一般管理費は、支出済額19億552万9,216円で、これは一般経常的な経費のほか、消防学校入校旅費及び負担金、職員健康診断委託料、インフルエンザ予防接種などの各種業務委託料等の経費でございます。

2項1目消防管理費は、支出済額1億8,692万2,558円で、内訳は救急活動用消耗品や燃料費、また車両の修繕や指令システムの交換部品などの修繕料、光熱水費及び空気呼吸器等の備品購入費などとなっております。

次に、108、109ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額は2億6,312万7,949円で、主なものは高規格救急自動車購入費、感染防止対策施設改修工事請負費、及び令和4年度から繰り越しました水槽付消防ポンプ自動車購入事業等でございます。なお、水槽付消防ポンプ自動車購入費7,489万7,000円を翌年度へ繰り越しています。

歳出は以上でございます。

次に、112ページの実質収支に関わる調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は9,459万6,854円でございます。

113ページ、114ページは財産に関する調書となっております。1の公有財産につきまして、感染防止対策施設改修事業により、茅野消防署北部分署の消毒室を敷地内へ新設したことにより増

となっております。また、2の物品のうち、富士見消防署に配備の高規格救急自動車、付随いたします患者監視装置及び半自動体外式除細動器、並びに令和5年度へ繰り越しとなった諏訪消防署へ配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新による増減でございます。

認定第4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明は以上でございます。

**今井康善議長** ここで、監査委員から令和5年度決算の監査結果の報告を受けます。山崎監査委員。  
**山崎文男監査委員** 監査委員の山崎です。それでは、私から審査の結果を御報告申し上げます。お手元の決算審査意見書を御覧ください。

去る8月26日、矢島正恒監査委員とともに、令和5年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

審査の着眼点といたしましては、決算に計上された金額の正確性、予算執行や財産管理の適正性及び効率性を中心に、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。いずれも正確、適正に処理されていることを認めました。

なお、留意を要すると思われる点を意見として挙げさせていただきました。詳細については省略いたしますが、引き続き、圏域住民の安心・安全な暮らしの推進に努めていただくとともに、住民に分かりやすい決算書類の作成や、関係市町村との合意形成に基づく広域連携の検討に取り組むようお願いを申し上げながら、監査結果の報告とさせていただきます。以上です。

**今井康善議長** これより、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第4号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて、質疑はありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで、五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**20番望月克治議員** 成果説明書のほうの41ページの事業費のところ、アルコールチェッカーというのがあるんですけども、各署に配備したのか。これを配備するに当たって、何か根拠といいますか、そういったものがあるのかということが1点。

もう1点が、43ページの上の段の備品購入で山岳救助と水難救助資機材とあるんですけども、どういった内容のものが購入されたのか。山岳救助に関しては、ちょっと何年からかは記憶がはっきりしていないんですけども、広域消防のほうに任務として入ってきて、その頃は何もない段階

から始めてきているわけですが、現状十分な体制が取れているのか。まだ何か過不足、過はないですね。不足というものがあるのか、教えてください。

**今井康善議長** 消防長。

**上原昭司消防長** まず初めに、アルコールチェッカーのほうでございます。こちらは道路交通法の改正に伴いまして購入したものでございます。消防本部も含めまして、全署に配備してございます。大体一つの機械でマックス5,000回まで測定できますけれども、毎日行うものでございますので、今後も恐らく定期的に購入していくものと考えてございます。

続きまして、山岳救助資機材のほうでございますけれども、本年度は冬用のウェアの上着、それからワカン、アイゼンのようなものでございます。それからクオークというピッケルのようなものを購入してございます。

平成30年に山岳救助体制の計画をつくりまして、毎年少しずつ装備を調べてきてございます。喫緊で令和5年度は冬用のものを買いましたけれども、それ以前にはインナーウェアですとか、重ね着をする薄手のジャンパーですとか、雨衣ですとか、徐々に計画的に購入してございます。今、万全かと言えばまだまだ足りない部分もございまして、今後も継続して整備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**今井康善議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。名取久仁春議員。

**16番名取久仁春議員** 1点教えていただきたいんですが、成果説明書の48ページ、基金利子収入の中で国債利子とあるんですが、非常に高額かと思いますが、国債の総額というのは幾らぐらいなんでしょうか。教えていただけますか。

**今井康善議長** 事務局長。

**小平茂徳事務局長** 基金の総額は10億円ということでして、利子は積替えの差益も含めまして1,515万7,061円ということでございます。

**今井康善議長** 名取久仁春議員。

**16番名取久仁春議員** そうすると、47ページにある積立金という言葉とはどういう関係になるんでしょうか。

**今井康善議長** 事務局長。

**小平茂徳事務局長** この543万2,637円というものは、国債の積替えによる差益でございまして、この部分は……。すみません、失礼しました。国債の積替えによる差益ということで、定期預金（同日、普通預金の訂正あり）のほうに積んでございます。以上でございます。

**今井康善議長** 名取久仁春議員。

**16番名取久仁春議員** そうすると、国債とは別にこの中で定期預金をお持ちになるということ

ですけれども、では定期預金は幾らお持ちなんですか。

**今井康善議長** 事務局長。

**小平茂徳事務局長** すみません、失礼いたしました。訂正をさせていただきます。543万2,637円は国債の積替えの差益ということですが、普通預金に積んであるということですので。定期預金については4,461万9,286円ということで、預貯金の合計ということで合計額が記載してございます。以上でございます。

**今井康善議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第19号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号を。  
福祉環境委員会に、議案第20号、議案第21号、議案第22号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

### ○日程第13

#### 請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急 に行うことを求める請願書

**今井康善議長** 次に、請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を議題とし、福祉環境委員会に付託いたします。

---

**今井康善議長** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**今井康善議長** 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時37分

## 令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月27日（金）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて
- 日程第 3 議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 認定第 1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 請願第 1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|------|------|---------------|
| | 1番 | 今井浩一 | … 31 | 2番 早出すみ子 … 35 |
| | 3番 | 花岡進 | … 39 | 4番 望月克治 … 46 |
| | 5番 | 小泉正幸 | … 53 | |

日程第 2～日程第17

議案第19号から請願第1号まで10件一括議題

議案第19号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第20号、議案第21号、議案第22号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号、請願第1号 福祉環境委員長報告

議案第19号から請願第1号まで10件各質疑、討論、採決

閉 会

〇出席議員（22名）

1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	洪 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	金 子 ゆかり	副 広 域 連 合 長	早 出 一 真
副 広 域 連 合 長	今 井 敦	副 広 域 連 合 長	宮 坂 徹
副 広 域 連 合 長	名 取 重 治	副 広 域 連 合 長	牛 山 貴 広
監 査 委 員	山 崎 文 男	事 務 局 長	小 平 茂 徳
会 計 管 理 者	松 木 史 江	企 画 総 務 課 長	師 岡 竜 也
情 報 政 策 課 長	小 平 庄 太 郎	介 護 保 険 課 長	丸 茂 優 子
八ヶ岳寮寮長	五 味 一 彦	消 防 長	上 原 昭 司
消防次長兼総務課長	増 澤 亘 司		

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	藤 森 一 彦	企 画 総 務 課 総 務 係 長	山 本 征 幸
企 画 総 務 課 企 画 係 長	河 西 猛		

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時28分

（傍聴者 2名）

開 議 午前 9時30分

今井康善議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。

○日程第 1

一般質問

今井康善議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

今井浩一議員の質問を許します。今井浩一議員。

15番今井浩一議員 おはようございます。15番、岡谷市、今井浩一です。諏訪広域連合議会の研修会、その後、個人的にも視察させていただきました救護施設八ヶ岳寮の取り組みについて、通告順に質問させていただきます。

まず、八ヶ岳寮の設備について伺います。入浴リフトが女性の入浴室にしか設置されていないために生じる女性の待ち時間増など不都合の改善について、また、多機能トイレの設置状況、その他の設備にする課題についてお聞きします。

以後の質問は質問席からさせていただきます。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 それでは、今井浩一議員の御質問にお答えいたします。八ヶ岳寮は、現在男性70名、女性49名が入所しており、週2回、また夏期については週3回の入浴日を設け、利用者を清潔に保つよう努めております。

浴室は男性用と女性用の2か所があり、起居動作や浴槽をまたぐ動作が難しい方、膝や腰を曲げるのがつらい方などが浴槽の出入りが容易にできるように入浴リフトを設置しており、男性4名、女性9名が利用し、安全に、また安心して入浴していただいております。

入浴リフトは女性の浴室のみに設置しておりますが、利用する男性は女性が利用する時間の前に

入浴を済ませるなど、双方の利用に影響がないよう配慮しております。待ち時間が長くなり、入浴時間が長引くといったようなことはありません。

次に、多機能トイレにつきましては、10か所の設置があり、車椅子の利用者を中心に男性11名、女性13名の方に利用していただいております。特に、近年は高齢化や障がいの重度化により、多機能トイレを必要とする方が増えていますが、10か所のトイレを効率よく使用することで利用者に不便が生じないように努めています。

八ヶ岳寮は、改築から20年が経過し、施設内外において修繕が必要な箇所が多くなっていますが、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画に基づき、利用者の安全・安心の確保のため、計画的かつ効率的な整備に努めてまいります。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 ありがとうございます。今の答弁を受けてお伺いします。現在の男性、女性など、利用者さんのバランスについてお考えを教えてください。また、バランスの違いに関する配慮についてはどのようにお考えでしょうか。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 八ヶ岳寮は、現在、男性と女性の比率はおよそ男性が6、女性が4、6対4の割合となっております。平成14年の改築当時は男女同数程度でありましたが、10年前頃から、アルコール依存や生活破綻した方などの男性の入所が増えてきたことが原因であると考えられます。

入浴介助や排せつ介助につきましては、特に男女それぞれに配慮が必要であるということから、介護職員のおおよそ半数に男性職員を配置しております。全ての介助に対応はできませんが、同性介助ができるように配慮をしているところでございます。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 本当はこの質問を先にしなければいけないと思うんですが、定員120名に空きがあることが前提かと思いますが、入寮が許諾される条件について教えてくださいませんか。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 まず入所条件になりますが、まずは福祉事務所からのお話が最初になります。その後、面談等を行いまして入所の判定委員会にかけるわけですが、まず最初に今生活保護であること、それから特に疾患、病気については注意しなければならないのですが、透析をやっている方については、ちょっとお断りする場合がございます。入所してから透析になる方はおられるんですが、入所時に透析を受けている方については、ちょっとお断りをさせていただいております。

それから、八ヶ岳寮は集団生活、生活の施設になりますので、集団生活になじめない方もいらっしゃると思いますので、そういった方については、面談の中で判断してお断りする場合もあるということでございます。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。視察をさせていただいたときに御意見としてお伺いしたんですけれども、職員の方々の大きな負担となる作業に薬の仕分があるようです。職員の配置に関する課題がありましたらお伺いします。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 八ヶ岳寮の職員配置につきましては、介護職員が23名、医務が4名、そのほか相談員や事務、栄養士が7名、計34名で利用者の支援に当たっています。現在110名（同日、119名の訂正あり）の利用者が生活していますが、平均年齢が70歳を超え、また障がいの重度化に伴い、介護が必要な方も大変多くなってきております。

利用者の健康管理全般を担う医務では、看護師3名と看護助手1名の4名体制で通院、薬の管理、健康管理、体調不良等の対応、感染症対策など、幅広く対応しています。その中でも薬の仕分作業や配薬などは正確性や安全性が必須となっており、誤薬をはじめとした様々な服薬トラブルの危険性を念頭に置きながら、業務を行っております。

また、利用者の大半が何らかの疾患を持っており、1人で何種類もの薬を起床時、毎食後、就寝時に服薬されるなど、服薬の形態は複雑化しております。このようなことから、令和5年度より医務を4名としていますが、本来であれば看護師4名の配置が望ましい形です。

八ヶ岳寮に限らず、ほかの福祉施設におきましても看護師の確保は大変難しく、募集してもなかなか応募がない状況が続いております。このため、看護師資格を持たない者を看護助手として配置し、医務の負担軽減を図っていますが、根本的な解決には至っていないことから、ハローワークに限らず様々な求人方法により、看護師の確保に努めております。

すみません。それから先ほど、私は人数を110名と回答してしまいましたが、現在119名ということで、先ほどの答弁については訂正をさせていただきます。以上です。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 ありがとうございます。最近、ニュースで拝見しましたが、施設にもDXを取り入れているなど、夜の徘徊などに対応したりすることで、若いスタッフの方はたくさん入っているという施設もあるようですので、ぜひそうした工夫などもお願いできればと思います。

次の質問に移ります。利用者は、身体の病気で入所されている方がメインとのこと。先ほどの答弁にありましたが、経済的な事情や飲酒などにより利用されている方もあるとのこと。後者の方々は、八ヶ岳寮での生活が快適ゆえに社会復帰しづらくなっているという側面もあると伺っていますが、そうした方々の社会復帰に向けた中間施設の利用状況や道筋についてお伺いします。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 八ヶ岳寮は、知的障がい、精神障がい、身体障がいのほか、アルコール依存の方や生活破綻の方など様々な方が入所しています。特に最近多いアルコール依存者や生活破綻した方などは、救護施設の役割として生活を立て直し、地域へ復帰する支援を行っております。

支援の方法としては、居宅訓練事業を活用し、寮内の一室をアパートとみなして訓練を行い、次

に施設で借り上げたアパートへ移行し、金銭、食事、就労の訓練を行い、入寮前の地域生活の感覚を取り戻し、地域生活復帰への意欲が出るよう支援を行っております。

訓練の期間としては最長2年間ですが、1年程度での訓練を目標に地域への復帰を目指しております。昨年度の実績は、単身アパートへの移行が4名、グループホームへの移行が2名、計6名の方が地域へ戻られております。

また、アパート訓練だけではなく、就労することも大切であると考えており、地域の企業に協力を得て就労の場を確保し、現在はリサイクル会社と寒天加工会社、そして調理業者の3社に週2日から5日、8名の方が就労しております。

必ずしも地域での再出発を望む利用者の全ての方が地域生活へ移行できるわけではありませんが、希望される方、生活の立て直して地域生活が可能と思われる方につきましては、家族や福祉事務所との面談や連携を図り、できるだけ早い段階で地域への再出発ができるよう支援しております。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。管理規則に教養や娯楽を図るとありますが、地域のアーティストなどの慰問、またやりがいにつながる仕事の提供についてお聞きします。アーティストが慰問することによって利用者の元気を呼び起こしたり、社会とのつながりが維持できると考えますが、その実現の可能性についていかがでしょうか。また、利用者の生きがいや活力につながる仕事にはどのようなものがあるか、お伺いします。

今井康善議長 八ヶ岳寮寮長。

五味一彦八ヶ岳寮寮長 新型コロナウイルス感染症により、3年間ボランティアの受入れを制限しておりましたが、今年度より徐々に受入れを再開しております。コロナ禍前におきましては、踊り、詩吟、アニマルセラピーなど大勢のボランティアの皆さんにお越しいただき、入所者と一緒に活動をしておりましたが、コロナによりこのつながりが途切れてしまったことは、大変残念なことだと感じております。

ボランティアの皆さんとの活動は、地域社会との交流の機会となりコミュニケーションの向上や認知症予防につながることで、また、単調になりがちな施設での生活による刺激となり、気分転換やストレスの緩和にもなっており、利用者もボランティアの訪問を楽しみにしておりますので、今後も積極的に受け入れてまいりたいと考えております。

次に、生きがい、活力につながる仕事の提供につきましては、先ほどもお答えいたしました。地域の企業の協力を得て、リサイクル会社、寒天加工会社、調理業者の3社に8名が従事しております。収入を得ることが活力となり、仕事を通して地域社会の一員であることの実感が生きがいにつながると考えております。また、施設内においても、古新聞を活用したごみ箱作りや廃油を活用した石けん作り、野菜作り、リサイクル分別など、生き生きと活動できる環境をつくり、利用者の主体的かつ自主的な参加を促しております。

今後も、利用者の自信や充実感につながるような活動の提供ができるよう、努めてまいりたいと

考えております。

今井康善議長 今井浩一議員。

15番今井浩一議員 ありがとうございます。広域行政でこうした救護施設を運営してくださるのは、不安定な社会の中にあってもありがたいことだと思います。私は、文化芸術の秘めた力が社会に与える可能性を広げることを専門としていますが、各市町にあるホール、美術館など、文化施設にはアウトリーチの取組がおりになると思います。ぜひ、こうした取組を積極的に活用していただき、利用者が地域社会とのつながりを感じられるような環境を整えてくださることを強くお願いしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

今井康善議長 以上で、今井浩一議員の質問を終わりにいたします。

次に、早出すみ子議員の質問を許します。早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 14番、早出すみ子です。通告に従って一般質問をします。

女性消防士について。女性消防士が誕生してから55年になります。令和5年4月現在で、全国に5,829人います。消防学校を卒業しても様々な資格を必要とします。市町村の消防分団にも女性が増えてきて、地域社会の安全を守るために欠かせない存在となっています。

(1) 女性消防士の現状について。

女性消防士の人数、年代、配置状況についてお聞きします。

以上、1回目の質問として、以下は質問席から質問をさせていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 初めに、女性消防職員の採用につきましては、平成27年に総務省消防庁から発出された消防本部における女性消防職員の活躍推進に関わる取組において、各消防本部における女性職員の計画的な増員、女性消防職員の職域拡大など、女性消防職員の活躍推進のための様々な取組が求められているところでございます。この中では、令和8年度当初までに、女性職員の人数を全体の5%に引き上げることを共通の目標とするよう示されているところであります。

現在、諏訪広域消防本部の女性消防職員は3.8%の9名で、国が掲げる割合の5%である13名の目標に少しでも近づけるよう、女性消防職員の確保を当面の目標としており、女性消防職員の採用については積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以降、詳細につきましては、消防長から答弁をさせていただきます。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 私からは、女性消防職員の人数、年代、配置状況についてお答えをさせていただきます。当消防本部における令和6年4月1日時点の女性消防職員の人数は9名で、年齢層につきましては、20代が5名、30代が4名で、女性消防職員の平均年齢は30.2歳となっております。

配属につきましては、消防、救急戦術の立案や救急隊の運用計画などを行う消防本部警防課に1名、火災予防のため、建物や店舗の検査や査察などを行う消防本部予防課に1名、災害現場において住民の命と安全を守るなど最前線で活動する岡谷、茅野、下諏訪の各消防署に当直勤務で1名

ずつを配置し、諏訪消防署には日勤勤務で現場に出動する職員を1名配置してございます。また、今年度採用しました女性消防職員1名は、現在、消防の基礎を学ぶため長野県消防学校の初任科課程に入校中のほか、育児休業中の職員は2名となっております。

当消防本部といたしましても、1人の消防職員としての活躍に期待することはもとより、女性ならではの柔らかい印象や親しみやすさで住民の方々へ安心感を届けられること、また、子供や高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への消防の対応力が向上し、住民サービスの充実につながるものと考えておりますので、引き続き積極的な採用を図ってまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今のお答えでは9名というところで、また配置も救急、予防、本部ということで、いろいろなところに配置されております。当直をされている方もおられ、育児休暇を取っていただける方もおります。消火・救助・救急活動など現場では力が必要な作業が多く、女性消防士は窓口業務や市民対応に向いているという固定概念がありましたが、今お聞きしたところ、様々な場所で活動をしていることを確認しました。しかし、救急救命士の資格を持って訓練や研さんを積んで、災害現場や救急出動をしていることも分かりました。女性消防士は、自分の目標を持って働いています。

次の質問に移ります。次に、女性の給与も踏まえた処遇についてお聞きいたします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 お答えをいたします。給与などの勤務条件につきましては、地方公務員法及び各種条例に基づきまして管理支給されて、男女同様のものとなっておりますのでございます。

また、休暇等に関しましても、地方公務員法及び条例に基づく休暇は、男性と同様のもののほか、女性特有の休暇として特別休暇制度を活用することが可能となっております。主なものとしては、16週間取得することが可能な産前・産後の休暇、妊娠中の女性職員が保健指導や健康診断を受ける場合の休暇、女性職員の妊娠障がいなどの出産に伴う休暇取得や、育児の面においては、本人の申出により、育児の状況に合わせて出勤時間に対する部分休業を認めるなど、子供の育児や家庭とそれから仕事が両立しやすい環境を整えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 女性のライフステージに応じた働き方が選べるようになっていることを確認しました。勤務時間は夜勤も入っていますけれども、そのライフステージに応じて毎日勤務ということもお聞きしました。公務員並みにいろいろな休暇が取られることと思っております。実際に働いている方の満足度などがお分かりになれば、お聞きしたいと思います。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 お答えいたします。妊娠、出産、育児それぞれのライフステージに合わせて、女性職員から意見をお伺いしてございます。その意見に基づきまして、最良な勤務場所、勤務条件等を総務課のほうでしっかりと考えて、職員と話し合って決めておりますので、今のところ女性職員

からの不満等は特にございませんで、皆さん、その場の所属で生き生きと仕事をしていただけるものと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 皆さん、働いている方は満足度が100%ということで確認しました。

次に、(2)の働く環境整備についてですが、女性職員用のトイレ、休憩室、更衣室などの整備状況をお聞きいたします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 消防分野におきまして、女性の力を最大限に活用して、組織の活性化を推進することが重要な課題であり、当消防本部といたしましても、女性職員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ハード面からも支援する必要があると考えているところでございます。

当消防本部において専用のトイレ、仮眠室等、女性職員に対応した消防施設は、管内消防8施設あるうち4施設で整備をされております。内訳としましては諏訪広域消防本部と岡谷消防署、諏訪消防署、茅野消防署が竣工時、または改修により整備が済みであり、昨年度、下諏訪消防署の整備が完了したところでございます。設備的には個室型の更衣室兼仮眠室、女性専用トイレ、シャワー室を設け、女性職員が勤務しやすい環境を整備してございます。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 それぞれトイレ、仮眠室、更衣室、浴室など、整備が徐々に進んできているということを確認しました。女性消防士が増えることにより、より一層環境が整備されていけると思いますのでよろしく申し上げます。

次に、施設の整備のほかに、女性職員が働きやすい職場づくりの工夫があるかお聞きいたします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 施設整備のほかに、女性が働きやすい職場づくりの工夫としましては、日勤勤務で現場出動する提案が女性消防職員からありまして、今年度、諏訪消防署にその体制を整え、小学校低学年の子供を持つ女性職員が勤務しております。

この制度は、出動時間を設定することにより女性職員は定時に退勤ができて、育児休業などで長期休業のブランクを日勤勤務として毎日勤務することで、早期に現場活動に慣れるための一役を担っております。また、出動する体制等につきましては、当直勤務ではありませんので、急な休暇等にも人員確保への影響を最小限にすることが可能となっております。

次に、職員が妊娠した場合でございますけれども、大きめのサイズの制服を着用し、ベルトを緩める等の対応をしてございましたが、服装の乱れやおなかの圧迫されるということで胎児への影響が懸念されておりました。こうした課題を解消するために、令和4年から妊娠中の職員が着用できるマタニティ制服を導入しました。腹部がゆったりとしたワンピース型で、色は紺色、右胸には階級章をつけ、通常の制服に準じた仕様となっております。

着用した女性職員からも、階級章をつけられるので、住民に対応するときも消防士として認識してもらえる、また、事務室で勤務していても、違和感なく自信を持って窓口対応できるという意見

があり、大変好評となっております。

そのほか、女性職員のさらなる能力向上のための工夫としまして、諏訪広域連合の女性向け研修会をはじめ、長野県市町村職員研修センターでの研修会、長野県消防学校及び消防大学の女性活躍推進コースへの受講など、積極的に女性職員を派遣し、キャリアアップ形成のために努めております。

また、プライベートにおきましても、当消防本部女性職員の交流会が定期的開催されまして、女性職員同士の親睦が図られております。育児休業中の職員も参加することで様々な情報が共有され、職場復帰につながる大切なコミュニティとなっております。

いずれにしましても、女性消防職員の活躍をさらに進めるためには、いかに多くの女性に消防士という職場に興味を持ってもらえるかという点と、現在所属しているスキルを備えた女性職員にいかにか働き続けてもらえるかといった点の両面に取り組む必要があります。今後とも組織一丸となって女性職員が働きやすい職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 育児休業からの復帰に日勤勤務を取り入れていることや、研修会にも積極的に派遣している様子などよく分かりましたし、定期的に交流があるということが、とても本人たちにとっては救いの場ではないかなと思います。

消防署は、もともと男性の職場でした。そこに女性の視点が加わることにより多様な視点で物事を捉えることができるようになり、育児・介護などにも対応できる組織が構成されてきていると思います。ジェンダー平等の理念が大事だと思います。チームワークの仕事ですので、コミュニケーションをしっかりと深めて、楽しく働ける職場づくりをよろしく願いいたします。

次に、(3) 拡充にむけた取組について。女性職員が多くなりつつある中で、募集に関してどのような取組があるかお聞きします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 諏訪広域連合では、女性職員の人数を国が掲げる割合5%の13名を目標に、少しでも近づけるよう様々な工夫や努力をしているところでございます。当消防本部で独自にパンフレットを作成しまして、表紙には女性消防職員を含めた写真を掲載するとともに、職員の声として、学生に近い年代の女性消防士のコメントも掲載してございます。募集活動を受けた学生も、自分の住むまちの消防士が掲載されているパンフレットということで、身近に感じられるということで非常に好評をいただいております。

総務省消防庁から配布されたポスターや、長野県が作成した県下消防本部の女性消防士をモデルとしたポスター、チラシにつきましては、各消防署受付窓口へ掲示するとともに、関係機関や各種イベントなどで学生が集う場所に出向した際にも配布を行い、女性消防士に対する興味を持っていただくよう取り組んでおります。

また、総務省消防庁が運営しますポータルサイトでは、全国の採用情報やイベントスケジュールなど、女性消防士の採用、活躍を推進するための最新情報を発信しております。その中に、全国各

消防本部の採用情報が掲載されておりますが、当消防本部もこのサイトを活用し情報を掲載し、広く女性職員の募集をしているところです。

このほか、中学から高校までの職場体験や救急救命士専門学校の実習、または大学のインターンシップなども積極的に受け入れるとともに、警察、自衛隊とともに管内の高校に出向き、学生を対象とした説明会を開催し、募集活動を行っております。

説明会では、卒業する学生や将来的に消防士を目指したい学生を中心に、消防の魅力ややりがいなどお話しさせていただきまして、その中でも女性の視点に立った説明に心がけ、実際にその説明会から応募に結びついたというケースもございます。

今後も引き続き、消防士を目指す女性に魅力を感じていただき、積極的に応募いただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 ポスターとか募集説明会とか、かなり広範囲に取組を行っておりますし、イベントでもビラを配布しておるようです。

女性消防士になるきっかけはいろいろあります。火災現場での消火活動がかっこいいと思った、スポーツでのチーム経験が生かせ、体力を生かせると思った、中学生のときの消防署の一日体験会、人の命に関わることのできる魅力ある仕事など、消防署の一日体験は面白そうです。私もなかなか消防署に出向くということはありませんが、私も女性消防士がこんな形で働いていることは知りませんでした。

岡谷市では、分団の女性消防団員が29名います。分団の女性消防団員との交流を考えていただけないでしょうか。女性警察官が当たり前のように、女性消防士が当たり前に存在する、そんな未来をつくっていただくように御尽力をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

今井康善議長 以上で、早出すみ子議員の質問を終わりにいたします。

次に、花岡進議員の質問を許します。花岡進議員。

2番花岡進議員 議席2番、花岡進です。通告に沿って質問いたします。

初めに、訪問介護報酬引き下げの対応についてお聞きします。4月の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられました。厚生労働省の調査では、訪問介護事業所の36.7%が赤字です。人手不足や物価高騰の影響で、訪問介護事業所の倒産は、昨年全国で67件と過去最多になりました。

東京商工リサーチの調査によると、2024年上半期の介護事業者の倒産は80件、前年同月比50%増、そのうち訪問介護が40件、前年同月比42.8%増で、共に介護保険法が施行された2000年以降、上半期での過去最多を更新しました。同調査では、人手不足の解消や物価高の先行きが不透明なだけに、介護事業者の倒産は当面増加の一途をたどりそうだとの見通しを示しています。

長野県社会保障推進協議会が県内の訪問介護事業所にアンケート調査を行い、213の事業所か

ら回答がありました。報酬引下げに納得できないとの回答が9割を超え、経営が悪化するという回答と事業継続が難しくなるとの回答は、合わせて約75%に上ります。また、深刻な介護職員不足の中でも、訪問介護は給与が全産業平均より月約7万円も低いこともあり、人手不足の事業所が全体の8割に及び、ホームヘルパーの有効求人倍率は、2022年度15.5%に激増しています。

下諏訪町議会と下諏訪町社協との懇談では、募集しても応募がない、有料の人材紹介会社を利用しても来ない、ヘルパーが不足しているため新規の利用者の受入れができないという切実な声を聞きました。要介護状態になっても、ヘルパー不足で必要な訪問介護が利用できないという深刻な状況が進行しています。在宅介護を支える訪問介護は、今苦境に立たされています。

このような状況を打開するため、国に対して訪問介護報酬引下げの中止と早急なプラス改定、介護保険財政への国庫負担の大幅増額や全額国庫負担により、介護従事者の賃金を早急に引き上げることを要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上1回目の質問として、以下は質問席から質問させていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 それでは、御質問にお答えしてまいります。介護報酬は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の社会保障審議会において、過去の改定による効果検証や調査を基に検討し、設定されております。

令和6年度の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保、これらを基本的な視点としておりますが、この中で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことが大きな話題になっております。

今回の報酬改定の最大の特徴は、職場の環境改善やケアの質の向上に応じて介護従事者のベースアップを行うための処遇改善加算であり、介護従事者の賃金確保を着実にを行うことに重点が置かれていると理解しております。

特に訪問介護につきましては、枠外の処遇改善加算も引き上げられており、他のサービスよりも高い加算率が設定をされております。それだけではなく、ばらばらに設定されていた三つの加算が一本化され、これまでに比べて加算の取得がしやすくなっております。

一方で、訪問介護の基本報酬が引下げとなった理由、他の介護サービスに比べ利益率が高かったという点につきましては、都市部の特定の事業所に限定されるものであり、地方の事業所には当てはまらないことも実態として理解をしておりますし、小規模事業所にとっては基本報酬のマイナス改定がもたらす影響が大きいと、今後は運営の継続が危惧されることもあると認識しております。

諏訪圏域内の訪問介護事業所におきましても、運営事情は様々でありますので、今後は特に加算の取得が進まない事業所等に対して、運営状況等を注視していく必要があると考えております。そうでない事業所も、定期的実施しております事業所の運営指導等の機会を通じて状況を把握してまいります。

こうした認識の下、御質問をいただいた国への要望という点につきましては、現在既に県が現状

を把握し、市長会等の意見も踏まえて国への要望を行っておりますことから、当広域連合といたしましては、今回の報酬改定の意図を酌み、この効果が最大限に発揮されるよう、諏訪圏域内の事業所に対し、これまで以上に高い処遇改善加算を取得することを目指して、必要な支援に注力することを優先したいと考えております。

また、国に対する介護保険財政への国費の大幅増額や介護従事者賃金への国費の投入等につきましても、そもそも介護報酬の設定自体が介護保険料や利用者負担だけでなく、公費負担のバランスを考慮し、将来への持続可能性など、様々な観点から幅広く検討した結果であることに鑑み、今回の4月改定について広域連合独自に中止等の要望をする考えはございません。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 長野県としても要望しているということで、注視していくということですが、介護報酬全体では、今回1.59%のプラス改定ということになりました。全産業平均と比較しても、7万円近い給与差を抜本的に解消するには程遠く、昨今の物価高騰に見合うものでもありません。長野県内でも、訪問介護費の引下げ撤回と再改定を求める請願・陳情が37市町村議会、1広域議会で採択され、国に対して意見書を可決しています。5議会が趣旨採択しています。

6月5日の衆議院厚生労働委員会では、報酬改定の影響について、訪問介護事業所の意見を聞きながら速やかで十分な検証を行うことなどを含む、介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する決議が全会一致で採択されています。長野県内を含め、全国から上った意見書が全会一致の決議につながった一因ではないかと思えます。この決議について、どのように認識されているでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 衆議院厚生労働委員会における決議の内容、それからそれに対する国務大臣の御発言に対しましては、保険者としても大いに期待をしております。実際に、来月10月には早速調査が実施される運びとなっておりますので、調査の結果も国の動向も注視してまいりたいと考えております。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 10月調査の結果を見て、ぜひ改善の検討をお願いしたいと思います。

それから、国は、今回の改定で一本化された処遇改善加算を算定することで報酬引下げ分はカバーできると説明していますが、そもそも小規模事業所にとって加算の算定は容易ではありません。長野県社会保障推進協議会が今年4月に実施した県内の訪問介護事業所へのアンケートでは、訪問介護職員等処遇改善加算、介護職員等特別処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算が一本化された最上位を算定できないという事業所が50.5%、今後最上位の加算要件を満たすことができるかという問いには、難しい、分からない、最低の加算の算定すら困難というのを合わせて68.6%に上りました。

事務職員が少ない、いない小規模事業所は、加算の申請があまりにも煩雑で、人手が少ない中で加算取得のための必要な研修に送り出すことは困難です。早急な基本報酬改定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 議員のおっしゃるように、昨年までの加算につきましては、確かに取得が難しいものもございました。今回の加算は取得のハードルを下げておりますので、小規模事業所であっても取得可能と認識しております。これを機に、事業所も加算における知識を身につけて、より効果的に加算を取得し、介護職員の賃上げにつないでいただきたいと願っております。

また、基本報酬は事業所自身の収入基盤となるものですので、事業実態に見合う基本報酬であるべきと考えますが、ただし基本報酬のみに頼って経営している事業所は、実際にこれまで賃上げが進んでこなかったということからも、今回はまず取得できる加算を有効活用することを応援したいと考えております。これから行われる国の調査も注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 なかなかこの取得が難しいという事業所が実際に多いと思いますので、ぜひ広域連合としても、今言われたようにこの取得のために援助をお願いできればと思います。

かつて国は、介護現場における離職率の高さや他産業との賃金格差が深刻だとして、処遇改善交付金を公費で支給していましたが、2012年から処遇改善加算に変更され、介護報酬に組み込まれました。加算の算定を行えば利用者負担増につながり、介護事業所と利用者を対峙させるような仕組みになっています。

介護職員の賃金アップを全額公費を行うべきではないかと考えます。国に対して、報酬引下げの中止と早急なプラス改定とともに、介護報酬の改定が利用者負担や保険料にはね返ることがないように、全額国庫負担により介護従事者の賃金を早急に引き上げることを国に要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 全額公費の負担に対する要望につきましては、先ほど連合長から御答弁させていただいたとおりでございます。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 では、次に、訪問介護の基本報酬がマイナス改定されたことによる影響をお聞きします。先ほど、全国の状況をお伝えしましたが、諏訪圏域内の訪問介護事業所の廃業や倒産の状況はどうなっていますでしょうか。事業所の経営実態を把握し、国への支援の働きかけをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 令和6年4月1日の報酬改定から半年が過ぎようとしておりますけれども、今のところ報酬の引下げによる大きな混乱もなく、事業所の存続に関わるような深刻な相談等も受けてはおりません。しかしながら、この先も同様であるかは分かりませんので、しばらくの間は事業所の運営状況や経営状態について、注意深く見ていく必要があると考えております。

諏訪圏域内の訪問介護事業所の状況につきましては、令和5年9月からの1年間で、新設が2事

業所、廃止が5事業所あり、数の上では3事業所の減となっております。

廃止の理由につきましては、法人の事業形態の変更によるものが3事業所、介護人材の不足によるものが2事業所あり、このうちの1事業所は令和6年5月に廃止となっておりますが、これにつきましても以前から廃止の相談を受けていたことでありまして、今回の報酬改定が直接影響したためではございません。また、これらの事業所の廃止に伴いまして、要介護者がサービスを受けられなくなるなどの影響は出ておりませんし、利用控え等も見られてはおりません。

当広域連合といたしましては、処遇改善加算の取得を今以上に促進させ、介護従事者の確実なベアスアップとともに、職場環境の改善やケアの質の向上が図られるよう、各事業所に働きかけていくことが重要であると考えております。

御質問の事業所の経営実態の把握及び国への働きかけにつきましては、さきに連合長からも御答弁がありましたとおり、既に県による調査及び国への働きかけが行われております。これに加えまして、10月には介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等を評価するための国の調査が行われ、個々の事業所の実態が直接国へ届くこととなります。また、この調査の結果は、今後の介護報酬の改定のための基礎資料に活用される運びとなっておりますので、当広域連合といたしましては、圏域の全ての事業所がこの調査に協力いただけるよう呼びかけることを優先するとともに、今後の国の動向を注視してまいりたいと思っております。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 ぜひ調査していただいて、困難な事業所に対しては支援をお願いできればと思います。

先ほどもありましたけれども、厚生労働省は、今回の訪問介護報酬の引下げの根拠として、実態調査により事業所の利益率が全介護サービス平均の2.4%に対し、訪問介護は7.8%と高いことを理由としています。小規模事業所が倒産しているにもかかわらず、訪問介護の利益率が高いとされるのは、訪問介護は自宅を一軒一軒回る在宅介護のほか、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームなど、主に都会で運営する大規模型の施設併設型事業所の高い利益率が含まれていることが大きな要因です。

諏訪圏域内においても、中山間地訪問介護事業所の立地条件によって経営の状況に違いがあるのでしょうか。廃業した事業所の立地条件はいかがだったのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 諏訪圏域におきましては、いわゆる中山間地域と呼ばれる場所に立地する事業所はございません。また、市街地あるいは住宅地に全て立地しておりますし、これまでに廃止となった事業所につきましても、全て市街地に立地している事業所でございます。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 今後、全国的には、中山間地では一軒一軒の訪問に時間がかかったり、ガソリン代がかかると。ガソリン代も、長野県は全国一高いということもありまして、やっぱり市街地と中山間地の違いが大きくあると思いますので、もしそういうことがあれば、ぜひ把握していただいて

少しでもお願いしたいと思います。

基本報酬が引き下げられることによって、訪問介護従事者の給与がさらに下がる懸念があります。離職によって人員不足がさらに深刻になって、小規模事務所の倒産が増える危険性があります。広域連合として、訪問介護事業所への独自の財政支援はできないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 訪問介護サービス事業所は、事業の規模、介護スタッフの年齢や資格、提供にかかる移動効率などのほか、提供しているサービスの内容や利用者の状態による特別な配慮の面など、現場の事情が多様でありますので、かかる経費につきましても事情が異なることは承知しております。

諏訪圏域内の訪問介護事業所に関しましても、様々な規模や形態の事業所がございますので、先ほどの連合長の答弁にもございましたとおり、今回の報酬改定の理由となった利益率という視点で見るとき、利益を上げている事業所ばかりではないということも承知しております。

現時点では、このような様々な事情や、あるいはマイナス報酬分を補填するという財政支援を当広域連合独自に行う考えはございませんが、現に介護を受けておられる利用者のことを思えば、事業所の存続が身体や生活状況のレベル低下につながることもあることから、運営の安定的な継続に関して、何らかの働きかけを行うことは必要であると考えております。

そこで、現在、訪問介護に限らず、全ての事業所に対して既に取り組んでいることといたしましては、介護従事者のベースアップが確実に図られるため、いまだ加算を取得していない事業所に対しましては、個別に加算の取得支援を行っておりますと同時に、既に加算を取得している事業者におきましても、さらに高い加算が取得できるように丁寧に働きかけを続けております。

また、当広域連合の独自の取組といたしまして、9月2日から9月30日までの間、24時間視聴可能なオンライン配信という形で、加算の取得に必要な処遇改善加算セミナーと、介護従事者の人材定着に資するものとして、カスタマーハラスメントに関する研修を実施しております。今後も、このような介護現場に有益となる研修を継続して実施するとともに、加算取得に関する個別の相談があった場合は、丁寧に対応するなど、でき得る支援を継続してまいりたいと考えております。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 加算の取得について、いろいろな支援策を行っていただいているということで、これはありがたく思います。ですが、加算が取れたとしても、この加算額は事業所の収入全体に加算率を掛けて決定されるために、基本報酬が下がって事業所の収入が減れば、加算率が上がっても減収になって、根本的解決にはならないのではないのでしょうか。諏訪広域連合独自に支援策を検討すべきだと思いますが、最後にいかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 さきの答弁と重複する答えになろうかと思いますが、当広域連合といたしましては、事業所によるそれぞれの経営努力により自立し、また介護職員の労働環境の改善も図ら

れることを願っておりますので、そのための支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 では、次の質問に移ります。新型コロナにかかる高齢者施設等への支援についてお聞きします。5類移行後の介護施設や通所介護施設などでの集団感染の状況を把握されているでしょうか。また、集団感染の状況と感染対策にかかる経費増、収入減少などについて、広域連合として独自の調査をしていただけないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に5類感染症へ移行し、感染症対策は季節性インフルエンザと同様になるとともに、対策の判断も個人や事業所に委ねられることになりました。諏訪圏域内の介護サービス事業所につきましては、利用者が重症化しやすい高齢者であることから、現在も必要な感染予防対策を継続しながら介護サービスを提供していただいているところでありまして、その御苦勞を思うと感謝の念に堪えません。

5類移行後の一般的な感染者の把握状況につきましては、国の全数把握が廃止され、季節性インフルエンザなどの感染症と同様に、週1回の定点把握となっております。福祉施設でクラスターが発生したなどの報道も、ほとんど聞かれなくなっております。

介護サービス事業所を含む社会福祉施設等におきましては、5類移行後の新型コロナウイルス感染症の把握に関し、平成17年2月22日付厚生労働省発出の通知、社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告についてが適用されております。これは、社会福祉施設等において感染症や食中毒が発生した場合は、施設長が市町村の担当部局及び保健福祉事務所に報告するとされているもので、現在もクラスターが発生した場合等は、保健福祉事務所に報告がなされております。

当広域連合における介護サービス事業所の感染実態の把握状況ですが、2類のときには新型コロナウイルス感染症に係る休業またはサービスの縮小報告書の提出を求めておりましたが、5類移行後は任意としたこともありまして、これまでの間、報告書の提出はございませんでした。

そこで、このほど限られた範囲ではございますが、介護保険施設及び通所系のサービス事業所に対して現場の状況をお聞きしましたので、少し御紹介いたします。5類移行後における施設・事業所内の集団感染の有無につきましては、入所施設において、やはり集団感染があったということが分かりました。また、感染症対策に係る経費につきましては、検査キット、消毒用品、マスクやガウンなどの保健衛生用品の経費の増加があったこと、そのほか職員の時間外手当、職員増員のための臨時職員の派遣費用などの人件費が増加したとする施設もございました。

収入の面では、入所施設においては利用者の入院、通所介護事業所においては通所者の欠席により一時的に利用料の収入減があったとの回答がありましたが、これらの収入減は利用者の回復とともに改善をしております。

また、5類移行後は社会全体における危機感が希薄になっており、介護現場と日常生活の対策レベルの乖離が進む一方で、感染症による病態や感染力が軽くなったわけではないことから、現場で

は日々悩みながら面会や行事を実施していただいていること、無症状の患者の把握などが難しいことなど、様々な御苦勞があることも知ることができました。

今回は限られた範囲の事業所の情報収集にとどまりましたが、それでも5類移行後の介護サービス事業所の現状を把握するよい機会となりました。また、情報を把握できなかった事業所も多くございましたので、今後は事業所の運営指導等の機会も利用し、感染者の状況や事業所の運営状況について把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 事務所の状況を聞いていただいたということで、非常にありがたく思います。昨年、下諏訪町の特養でもクラスターが発生して、約1か月間、9割の利用者が感染をして、職員も多数感染をして、1か月間、利用者の施設内療養が行われて、非常に職員の体制が厳しい中で、本当に休みは全くなく1か月間働いて、必死に介護に当たっていただいたということがありました。さっきもありましたけれども、他の介護施設でも同様のクラスターが発生していると聞いています。引き続き、ぜひ事業所の声を聞いていただいて、調査もしていただきたいと思います。

昨年10月以降、国の支援策として新型コロナ感染者が発生した場合のかかり増し経費として、国から補助金が支給されていまして。今年3月末でコロナ感染に関わる国の支援が全て終了しました。広域連合独自の支援として、かかり増し経費や施設内療養への補助を実施していただけないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 新型コロナウイルスが5類に移行した後の感染症対策は、季節性インフルエンザやノロウイルスなど、身近にあるその他の感染症などと同様に講じていただいていることや、令和6年度の介護報酬改定におきまして、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的とした高齢者施設等感染対策向上加算が創設されたことなどから、当広域連合といたしましては、事業所の加算の取得を推進することが優先であるとの考え方に基きまして、独自の補助等を実施する考えはございません。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 下諏訪町内の短期入所生活介護施設は、満床運営をずっとしてきたにもかかわらず大きな赤字を抱えて、廃業せざるを得ませんでした。そもそも介護報酬が低いために赤字になる施設が多い中で、クラスターが発生すれば収入が激減して、経営が立ち行かなくなる事業者も出てくるのではないのでしょうか。

地域の介護サービス利用者の命と健康を守るために、また、第9期の介護保険事業計画の施設整備目標を達成するためにも、ぜひ検討を今後お願いできればと思います。

以上で私の質問を終わります。

今井康善議長 以上で花岡進議員の質問を終わりにいたします。

次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

20番望月克治議員 日本共産党の望月克治です。スワコエイトピークスミドルトリアスロンに

ついてお聞きします。諏訪圏6市町村がパートナーとなっていますが、広域連合はそこに参加していないのはなぜですか。

以後は自席で質問させていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 スワコエイトピークスミドルトライアスロンについてお答えいたします。

本大会のパートナーとなり、構成団体として参加することは、大会運営主体である実行委員会に入り、大会をマネジメントするメンバーに連なるということになります。広域連合は、後援という形で大会に協力し、また医師会や総合病院と同様、要請に応じて医務・救護などの専門分野において支援を行っております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 6市町村が後援をして、運営に関わっているということですね。ここにおられる首長の皆さんがそこに関わっておられる、広域連合としても後援をしているということでした。

消防も広域の中として協力をしているということですが、交通障害による影響や事故、けがなどというものは、広域消防は何かこの大会に対してしましたか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防の協力依頼、また広域消防の対応についてをお答えさせていただきます。

広域消防へは、事前に大会実行委員長、それから大会事務局役員が来庁されまして、口頭によって参加協力依頼がございました。この際に、2022年大会同様の対応ということで、具体的には救護本部における関係機関との調整及び湖周における救護活動の依頼を受けてございます。その後、大会実行委員長から文書による正式な医務・救護協力依頼がありまして、これに基づいて医務・救護に関わる協力を行ったところでございます。

また、広域消防としまして、当日までの間に「スワコエイトピークスミドルトライアスロン大会2024諏訪広域消防警備実施計画」を作成しまして、全職員へ救護体制及び救護対応方法等を周知するとともに、大会に向けて実施されましたメディカル会議へ参加し、医療機関及び警察機関と大会における救護体制の確認を行っております。

次に、大会当日における広域消防の対応についてでございますが、救護本部に4名の職員を配置して、湖周周辺にはAEDを所持し、自転車で移動をするモバイルAED隊として15名の職員を配置しました。救護本部においては、けが人等の発生の際の情報収集、救護所・病院などへの搬入調整等を行っております。

湖周におけるモバイルAED隊15名については、スイム対応に5名、ラン対応に10名の職員を配置し、スイム競技中の事故発生時に、ライフセーバーと協力して上陸補助を行った後に必要な処置及びスイム会場救護所までの搬入補助を行いました。

ラン対応につきましては、湖周におけるラン競技中の事故発生時に、けが人への処置、救護本部への情報伝達、さらに緊急性が高い場合には救急車の要請を行うなどを目的に、湖周を5ブロックに分け、1ブロックに2名ずつを配置したものでございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 要請に応じてしっかりと体制を取って対応しておられるということがよく分かりましたが、ちょっと今のお答えで腑に落ちないところがあるのでお聞きしますが、スイムとランについては体制を整えました。しかし、一番広範囲にわたっているのは自転車です、サイクルです。また、スピードも出て一番危険性が高いのは、サイクルというかロードレースでしたっけ。ごめんなさい、あれはロードレースになるんですかね。あの場だと思うんですが、そちらに対しては対応はなかったということですか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防に依頼をされた部分は、諏訪湖周のみ、スイムとランのみでございます。バイクのほうは、議員のおっしゃるとおりスピードも出ますし広範囲でございますが、こちらは医療機関の救急車が対応してございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 では、その大会当日、負傷者等の発生はあったでしょうか。また、広域消防でのそういった対応というのは何かありましたか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 大会における負傷者等の発生状況及び広域消防の対応でございますが、大会における負傷者等につきましては、救護本部で確認をした者は合計で15名でございます。

内訳につきましては、スイム競技にて4名の軽症者をスイム会場救護所に搬入しておりまして、これにつきましては、目まい、動悸などの症状を発症したもので、うち1名については競技に復帰しております。

続きまして、バイク競技におきまして、転倒による中等症者1名及び低体温による軽症者2名の合計3名の負傷者が発生しており、うち中等症者1名については、医療機関の緊急車両にて近くの医療機関に搬送されてございます。なお、軽症者1名については、バイク競技に復帰しております。

最後にラン競技でございますけれども、競技中の負傷だとは思いますが、ゴール後に8名の軽傷者を救護所に搬入しております。内容については、低体温、靴擦れなどによるものでございます。

広域消防の対応といたしましては、モバイルAED隊の職員によります救護所への搬入補助のみでありまして、大会に関連する救急車の要請はございませんでした。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 今のお話ですとバイクで一人けがをされていますが、医療関係の救急車なんですかね。ということは、広域消防ではなく医療機関から直接その患者さんを受け入れていたということでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 バイクのほうは、先ほども申し上げましたとおり医療機関の救急車が現地に常駐してございましたもので、そちらの救急車で対応したということになります。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 医療機関の救急車が常駐していたということですね。これだけ広範囲だと、どれだけの車が必要だったのかと思うんですが、その点は把握されていますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 救急車の台数は、すみません、承知してございませんが、富士見高原病院のドクターカー、それから諏訪赤十字病院のドクターカーというふうに承知しております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 先ほども述べました。繰り返しますが、広範囲にわたって危険度の高いバイクのコースですね、そこに2台ということで、安全管理がどうなのかというのは、私にはちょっと疑問に思うところです。

次に、大会開催中に一般の救急要請、大会と関係ない救急要請ですね。こちらは広域消防の本部になるところですが、そちらの要請はありましたか。また、もしあったとしたら、その際、大会の交通規制による搬送への影響はなかったでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 大会開催中の救急要請の有無及び交通規制による搬送への影響の有無ということでございます。大会開催中における一般の救急要請につきましては、諏訪広域管内で15件ございました。内訳につきましては、岡谷市で1件、下諏訪町で2件、諏訪市で3件、茅野市で9件となっております。

交通規制による搬送への影響でございますが、大会競技コース沿線での救急要請につきましては、茅野市内における1件のみございました。この1件につきましては、バイク競技コース沿線での救急要請であったために、救護本部において警察機関との調整を行い、現場における交通誘導を実施し活動しております。過去に、同箇所付近で救急要請がございましたので、時間を比較しますと活動時間的には大きな差違はなかったことを確認しております。

また、諏訪市内において発生した救急事案につきまして、茅野市内の病院まで搬送を行う際に、一般道路の渋滞がございましたが、救急隊により確実な安全確認を行いながらの病院到着となっております。活動上の問題はございませんでした。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 活動上の問題はなかったということですが、市民の目から見るとね、この実行委員会が発行している、発行しているというか、まとめた振り返りという中には、たしか栗沢橋付近だったかな。救急車が渋滞に巻き込まれて困っている様子があるということが、この振り返りの中にも書かれています。

また、素晴らしいと思うのは、警察と消防が連携を取ってバイクコースの近くのところでもしっかりと対応をしてある。これはやはり連携が取れていて、事前の打合せもあって、どういう対応をするのかというのを、やはり皆さんがしっかりとしたそうした連携、連絡調整をしていたからできたことだと思っています。素晴らしい対応だと思います。

では次に、大会の交通規制について、事前の説明、それから関係機関との調整、いろいろな部署がありますよね。今、警察とはできているというのは分かったんですが、そういったほかのところとはどういう形になっていたでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 交通規制についての事前説明、それから関係機関との調整ということでございます。大会による交通規制につきましては、大会事務局から事前の説明及び交通規制地図の提示がございました。当本部としましては、提示された地図を全消防署に配布しまして、周知徹底を図るとともに、交通規制及び交通渋滞による影響が見込まれる場合には、救護本部への連絡の徹底を行っております。また、交通規制に関わる関係機関との調整についてでございますが、事前に行われましたメディカル会議の中で、大会事務局、それから医療機関、警察機関などと調整を行っております。

具体的には、競技コース沿線及びその付近での火災、救急などの事案が発生した場合には、必要に応じて競技を中断し、その活動を優先させること、また、緊急車両走行時には警察機関と調整して、その誘導の下、コース内であっても走行を優先させることなどの申合せを行っております。以上です。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 すばらしいですね。さすが公ですよね。しっかりと調整をして、万が一のときにも対応できることを事前に協議をして、そして準備をしているということがうかがい知れます。

では当日、後日、その前でもいいんですけども、この今回の大会の交通規制等々について消防署のほうには何か問合せ、また苦情というものは寄せられていますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防への問合せや苦情等についてはございませんでした。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 では、この振り返りの中にちょっと書いてあることなんですけど、それに絡んでお聞きします。諏訪市か茅野市か、ちょっとどちらか分からないんですけども、図書館の駐車場利用について、事前打合せがなかったようなこと、急にそこに来てやっているという話があったんですが、そうした図書館駐車場の利用について、事前の打合せは何かされていたのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防では、茅野市、それから諏訪市、両図書館の駐車場は利用してございません。したがって、事前打合せ等も行っておりません。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 ただ、この振り返りの中に明確に書かれているんですけども、図書館が待ち合わせ場所ということで、当日ではないのかな、当日の朝なのかな。そこで待ち合わせをして協議というのかな、打合せをしていたという記述があるんですが、それはなかったということでよろしいですか。確認です。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 振り返りの記述については、私どもも承知をしてございます。その中に、「図書館の駐車場に救急車と何人かの人が集まっていた。」という御意見が記載されておりましたが、広域消防の救急車及び職員は図書館の駐車場を利用してございません。大会におきましては、先ほども申し上げました医療機関の救急緊急車両が配置されまして、図書館の駐車場をどのように利用していたか等については、広域消防では承知してございません。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 そうですね、先ほどもお聞きしたように医療機関の救急車もあるわけですね。広域消防としては、事前打合せとか、そこを利用することは一切なかったと。けれども、いろいろな状況を考え、警察とも協議をして万全の体制を取って臨んでいたのが大きな問題はなかったということによろしいですか。その準備はしっかりしていたんだということを確認したいんですが、そこだけお答えいただけますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 関係機関との事前調整は、複数回にわたってしっかりと行っておりましたもので、それに基づいて活動をさせていただき、大きな問題はなかったと認識しております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 関係機関、消防やそういった先ほどお聞きしたところとは協議をされていたことですが、私は警察にも行って伺ったんですが、特にバイクのコース規制については、警察もそこをどうこうするというのではなく、大会運営委員会が行ってボランティアがそこをつかさどるということを警察でもお聞きしています。

では、危険が伴い一番広範囲なバイクのコースの中において、交通規制等をつかさどる大会運営のボランティアの皆さんとの協議、大会運営委員会を通してでもいいですが、ボランティアの皆さんとの協議、連絡調整というのはされていたんですか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 本大会におきまして、広域消防が大会実行委員長から医務・救護依頼を受けたのは、先ほども申し上げましたとおり湖周のスイムの競技とランの競技における救護でございます。

バイク競技における規制の対応につきましては、警察機関との調整となるために、広域消防がボランティアと直接連絡を取ることはございませんでした。また、本大会においては、ボランティアとの連絡は大会事務局において実施するものと確認しております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 ありがとうございます。いろいろお聞きしてきましたが、広域としての対応は、求められたことに対してはしっかりしていたということです。繰り返しになりますが、一番危険を伴う、しかも広範囲に及ぶバイクについては、広域もほぼノータッチであったということですね。

ここからはちょっと私の私見になりますが、諏訪湖周ランにしろ、スイムにしろ、湖周道路なの

で、そこだけの問題なんですよ。周りは普通に動ける、生活できるんです。けれども、茅野市においては、茅野市の御柱街道をほぼ、ほぼ通行止めにしてしまうので、茅野市が真っ二つに裂かれてしまう状況が生まれていたわけです。その結果、先ほどの粟沢橋付近での救急車の渋滞、周辺の渋滞は、全てこの道路規制、道路規制と言っているけれども、ほぼほぼ通行止めにした結果生まれていることです。いろいろな苦情が寄せられています。

そこに関して、ではどうなっているかという、広域は関わっていません。警察も、先ほど申し上げたように大会運営委員会のボランティアに任せているので、警察もほぼ関わっていない。各大きな交差点ごとに警察官が1人、警察官の方がついて、何かあったときの対応を見守っているだけのことです。

では、そのボランティアは何をしていたか。車が通行ができなくて、向こうに行きたいと。茅野市を真っ二つに割っていますからね、あれだけの上から下まで。行きたいとボランティアに道を尋ねます、迂回路はあるんですか。知らない。どう行けば行けるんですか。知らない。これがあれだけの規模の大会をする中で行われていた実態です。故に、茅野市では多くの皆さんが迷惑をしています。

御柱街道沿いにオギノが大会ちょっと前にオープンしました。オープン間もないのでお客さんがいっぱい集まる時期です。しかも朝から昼まで、当日は日曜でした。スーパーマーケットとしては、夕方の方にお客さんが入る時間帯です。その時間帯に目の前の道を止められ、お客さんは1時間に1人来たか来ないかだけという状況だとお聞きしています。その上にあるセブンイレブンにおいては、上りコースで正面の入り口が塞がれ、下りコースで横の道を塞がれ、まるっきり商売にならなかったと言っていました。売れたのは大会関係者のお弁当。通常の経営をしているときの売上げの10分の1以下になってしまったと。ここのオーナーは、もうやらないでほしいと明確におっしゃっていました。

この中でそうした被害を、被害と言っちゃいますけれども、受けているのは茅野市だけです。本来であれば、広域も後援しているのであれば、そうしたバイクのコースに関しても安全対策を取り、しっかりと指導をして、警察とも連携を取り、その間の医療関係についても医療機関に任せるのではなく、そこに関して消防が入って、しっかりと協議をして、どういう状況が起り得るのか、交通規制はどうするのか、住民に対してはどのような説明をするのか、当日どういう動きになるのか、ボランティアも含めて明確に消防と警察が取っていたような連絡調整をして、住民に迷惑をかけないように運営するのが本来ではないでしょうか。

茅野市以外、そういう迷惑はあまりないようなので、私はこの場で申し上げますが、ぜひ6市町村でそうしたことをしっかりと対応していただき、広域連合としても消防も関わり、救急の病気のこともあるし、けがのこともあるんです。そこは医療機関に任せますではなく、一番広い範囲で大変なところなんです。そこには、これから広域としてもしっかりと対応して、目を入れ、手を入れ、住民の生活に不安や迷惑がかからないような対応をしっかりといただくことを求めて、質問を終わります。

今井康善議長 以上で、望月克治議員の質問を終わりにいたします。

次に、小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 こんにちは。5番の小泉正幸です。通告は、以下の3項目です。1. 消防指令システムについて。2. 各消防署の建物について。3. 救急出動についてであります。

それでは、消防指令システムについてお伺いします。昨今、飯田と木曾における指令システムが共同運用となりました。諏訪広域は、松本と上伊那で共同運用の検討が始まっていますが、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

以降は質問席にて質問いたします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 小泉議員の質問にお答えをさせていただきます。消防指令業務の共同運用につきましては、令和5年4月の長野県消防長会において、その枠組みについては、長野県消防広域化推進計画を踏まえた県内2指令センターの設置を中長期目標とする中、一斉の共同運用はハードルが高く準備に時間を要することから、段階的な共同運用を進めるとされ、当消防本部においても県の推進計画に基づいた検討を進めつつ、令和5年度から松本・諏訪・上伊那地域の近隣3消防本部での指令業務の共同運用について調査・研究・検討を始めまして、令和6年4月1日に消防の連携・協力実施計画を策定し、長野県に提出をしております。

現在の進捗状況でございますが、今年度新たに任意協議会組織を立ち上げ、3消防本部の中長期計画として関連性の高い事項を念頭に、指令業務の共同運用の方向性を明らかにするとともに、指令業務以外の分野で連携・協力体制の具現化に向けた検討・協議を実施しております。

具体的には、いつまでにどのような体制を目指すのかを掘り下げる研究テーマとして、「専門的な人材育成の推進」、「高度・専門的な違反処理や火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力」、「消防用車両、資機材等の共同整備」、それから「訓練の定期的な共同実施」の4項目を選定し、来年度以降も研究・検討を行ってまいります。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それでは、関連にはなりますけれども、諏訪広域消防の指令システムの更新についてはどのような計画になっていますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 当消防本部の消防指令センターは、平成27年の運用開始以来、諏訪圏域の119番通報を一括して受信し、令和5年度末までの9年間に約11万1,000件の通報を受信し、現在も住民の生命・財産を守るために、24時間、365日稼働しております。この消防指令センターのシステムを安定的に稼働させるために、定期的な保守点検を実施し、さらにメーカーとの24時間緊急対応保守契約により、不測の事態にも備えております。

しかしながら、一般的な機器と同様に、システムを構築する機器類の経年劣化や陳腐化などによる故障や性能の低下は避けられないことから、一定のサイクルで機器を更新していく必要があり、既設メーカーは、整備年度から換算し部分更新を5年度目、全面更新を10年に満たない段階で実

施することを推奨しています。

また、指令システムの通信回線に使用するNTTドコモのFOMA回線が令和8年3月31日をもってサービスを終了することにより、車両の動態を管理している機器が使用できなくなるといった通信事業者側の事情によるものもございます。

これらの状況を踏まえて、当消防本部では、運用開始から6年を経過した令和2年度に部分更新を実施し、さらに令和7年度には大規模な部分更新を計画しているところであります。

消防指令センターは社会インフラの重要な一部を担っており、そこに求められる信頼性の水準は必然的に高くなってきています。日進月歩で新しい技術が生まれる中、コストを抑えつつも信頼性を高めていくことが大変重要になってきます。社会情勢を鑑み、将来の業務展望として長野県内及び近隣消防本部との指令業務の共同運用にも柔軟に対応できるように、既設の設備で対応できるものは新たに更新・整備を行わないこととし、広域的な出動体制や整備費用の削減等、財政面での効率化を図りながら初動体制の充実、強化、的確な情報提供等、住民の安全・安心に寄与したシステムの構築を目指して、更新計画を進めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 ちょっと関連でお伺いしたいんですが、今、令和7年度に大規模改修をする予定だということをお伺いしたので、それなりの予算がかなり必要だと思うんですけども、そこら辺は今どのような見積もりでいるのか、対応をする予定なのか。分かる範囲で結構なので、ちょっとお願いします。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 当初の計画では、令和7年度は全面更新といたしまして、全ての機器類を入れ替えるという計画でございました。先ほど申し上げました共同運用の話もございます。それから財政状況等も鑑みまして、使えるものは使っていこうということで、部分更新の大きめなもの、大規模な部分更新ということで経費を抑えながらも、機器の長寿命化を図っていこうという計画でございます。

現在、見積りのほうは作業部会がございまして、そちらのほうで精査しながら、聴取しながらということと作業中でございますので、金額のほうはまだ正式には固まってございません。以上です。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 すみません、また関連で、今、NTTドコモが通信方式を変えるというお話があつて、それに対する対応もしくは検討はどのような状況なんですか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 FOMA回線が使用できなくなるのが令和8年3月31日でございますので、それまでには改修工事、部分更新を終了させたいと思っております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 分かりました。事前に分かっていることはね、順次着々とやっていただければいいので、逆にNTTドコモにしても何にしても、やっぱり相手からできるだけ早めに情報を得て、

それに対してやっぱり着実に検討したり、予算づけを含めてやっていただければいいと思いますので、そんなことでお願いします。

次に、管内の消防庁舎の整備状況、築年数や維持管理状況等はどうなっていますか。あわせて、建物の耐震対策はどうなっているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 まず、建物の耐震化の状況になりますが、広域消防一元化時点で消防庁舎は八つありまして、国で示す耐震基準を満たしていない施設は、茅野消防署北部分署の1施設のみでございましたが、令和4年度に耐震改修工事が完了いたしまして、現在は全ての施設で耐震基準を満たしているというような状況でございます。

続きまして、過去3年間の施設改修の状況になりますが、令和4年度は北部分署の耐震改修工事のほか、諏訪消防署において、外壁の一部が落下したことにより緊急で改修工事を行いました。令和5年度は、国から女性消防職員を定員の5%に引き上げるよう通知がなされたもので、当消防本部では、9名から4名増の13名としていく方針により受入施設を増やすこととし、新たに下諏訪消防署に女性用の仮眠室を整備しました。

また、国から「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備」について、早急に必要な取組を実施するようにと通知されたことから、その対策として仮眠室の個室化、トイレの洋式化、非接触型の自動水栓化、消毒室の整備について改修工事を実施しました。

なお、今年度につきましては、屋根やバルコニーから雨漏りが見られる諏訪消防署及び富士見消防署の屋根防水工事を行っているところでございます。

続きまして、施設の築年数でございますが、諏訪消防署と茅野消防署北部分署が約50年、茅野消防署西部分署と富士見消防署が約40年、下諏訪消防署と原消防署が約30年、茅野消防署が約15年、消防本部及び岡谷消防署が約10年経過しておりまして、建築後30年以上経過した施設が現時点で8施設中6施設あり、今後、施設の長寿命化のため、計画的に改修等を行っていく必要がある状態となっております。

今後の改築やメンテナンスの予定についてでございますが、平成31年3月に公共施設に対する現状や課題を整理し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示す「諏訪広域連合公共施設等総合管理計画」が策定されまして、また令和3年3月には、各公共施設等の計画的かつ効率的な管理、運用を図り、施設の長寿命化を図るための「諏訪広域連合公共施設等個別施設計画」が策定されました。

この計画により、順次改修工事を行うこととしておりますが、近年、雨漏りや外壁が落下するというような事象が相次ぎ、また、電気設備が耐用年数を超えるなど、防災拠点としての適正な機能を維持できない懸念がある施設が見られ、早期に対応する必要があると判断した場合には、この「個別施設計画」によらずに、その時点で緊急度及び優先度を総合的に判断する中で、単年度に負担が偏らないよう、費用の平準化を図っていくこととして改修計画を見直していく予定でございます。

なお、現時点での計画では、令和7年度に富士見消防署の屋外階段の改修工事を行い、令和8年度以降も順次各署の外壁工事、防水工事、自家用発電機等の電気設備の更新工事、また塗装工事等を予定しているところでございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 思いのほか築年数が多いので、個人的に弱っちゃったねというのはいかがかなと思うんですけども、もうコンクリートの建物って50年ないし60年だと、耐用年数で特に鉄筋云々というお話もあるので、そこら辺を含めてよく調査・研究で進めていただければと思います。

消防は、ほかの形でも、救急車とか消防車の更新でも非常にお金がかかるので、そうは言っても入れ物が駄目になったらなお困るという部分もあるので、そこら辺を含めて今後の検討課題としてください。

それで、今の関係ですけれども、今後の消防署の再編や移築の検討は行っていくのですか。今、一部お答えにもありましたけれども。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 消防施設につきましては、今後多くの施設が大規模改修や更新時期を迎えることから、各施設の計画的かつ効率的な管理・運用を図っていく必要があるとされています。

そのような中、諏訪広域消防の現状の消防力を分析し、将来的な人口動向等を踏まえ、合理的かつ妥当性のある消防サービスが提供できるよう、消防力の配置等を検討する消防力の適正配置調査委託を令和3年度に行い、令和4年9月の全員協議会の場で報告をさせていただいているところで

す。これは、管内の災害発生状況等のデータを基に現状の消防力の運用効果を算定し、また、将来的な人口推計や消防需要の推計から当地域における効果的・効率的な消防力の配置等を分析・整理したものでございます。これによりますと、現状の消防力は良好な状態であるとされていることから、引き続き現有の消防力及び組織体制を堅持し、圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消防施設の再編及び移転の検討につきましては、将来的な消防需要、災害傾向、また構成市町村の財政状況等を鑑み、合理的かつ効果的な体制が確保できるよう、十分な時間をかけて慎重に研究していく必要があると考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 何しろこのところ天候がもう異常なので、そういう点もだんだん考慮の項目にはなると思いますので、特に異常気象で局地的に大雨が降るとか、そういう部分があると思うので、よくお願いします。

次の質問ですが、緊急出動において、特に交通事故の場合、救急車に加え消防車も出動していますが、具体的にはどのような出動体制となっていますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 交通事故における当消防本部の出動体制につきましては、通報内容にて交通事故

を把握した際には、救急車のほかにタンク車を出動させております。交通事故現場においては二次的災害の発生リスクが高いため、出動したタンク車隊は、救急隊員が安全に現場活動できるよう周囲の安全確保に努めるとともに、事故車両から流出したガソリン、オイル等の処理も行います。

また、119番通報において事故車両に人が閉じ込められているというような情報があった場合には、救助隊を同時に出動させ、救助活動を行います。

なお、事故現場の状況や自転車同士の衝突事故等、二次的災害発生の危険がない場合には、交通事故であっても救急車のみの活動となる場合がございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 あと、救急出動とある意味一緒なんですけれども、一般的に救急出動における119番の対応から出動までの手順について、どのようになっているか教えてください。あわせて、ドクターカーとかドクターヘリの要請はどのように行っていますか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 初めに、119番通報から出動までの流れについてお答えさせていただきます。

119番通報を受信すると、指令台の地図画面に発信地が表示され、場所を特定します。その後、急病や交通事故などの救急種別を判定した時点で、当消防本部で定める出動計画に基づき、現場に一番近い出動車両を自動選別し、庁内放送及びデジタル無線にて予告指令が送信されます。この時点で、救急隊は出動の準備を開始しております。

引き続き病気やけがの症状、具体的には意識の有無、呼吸の有無、痛みの部位等の聴取、さらには現在または過去にかかった病気、かかりつけ医の有無など必要事項を聴取しまして、確定した段階で正式な出動指令を送信します。

各消防署、分署では、指令端末装置に現場地図情報が表示され、災害区分、出動車両、通報時の症状等が支援情報として自動的にプリントアウトされます。これを出動指令書として出動隊が確認後、現場へ出動いたします。

また、病院からの引上げ途中においても、救急車が出動可能な状態にあるときには、最も現場に近い救急隊を自動選別し出動指令を送信いたします。

次に、ドクターカーとドクターヘリの要請についてでございますが、119番通報受信時に重症疾患が疑われる場合や重症外傷が疑われる場合など、早期医療投入が必要と判断された場合は、ドクターカー及びドクターヘリの要請を行っております。

ドクターカーの出動要請については、諏訪赤十字病院と諏訪広域連合で締結した協定書及びドクターカーの運用規程により定められております。具体的には、重症疾患が疑われる場合、重症外傷、心肺停止症例などの要請基準に該当し、キーワードである突然の胸痛、背部痛、高所からの墜落などの情報が聴取されましたら出動要請を行っております。なお、運用時間は諏訪赤十字病院診療日の午前8時半より午後5時までとされています。

続きまして、ドクターヘリの要請についてでございますが、ドクターヘリの運用については長野県の事業であり、県内では2か所、佐久総合病院、信州大学附属病院にてそれぞれ1機の運用を行

っております。

運用については、年間を通じて午前8時半より午後5時までとなっており、要請基準に該当した場合及び現場における活動隊の判断により要請をしております。また、ドクターヘリを要請した際には、ヘリポートへの離発着時の安全管理のため、現場支援隊としてタンク車が出動し、対応しております。

ドクターカーとドクターヘリの出動要請のすみ分けについてでございますが、ドクターカーを運用しております諏訪赤十字病院を中心としまして、おおむね走行時間10分の同心円を目安として、その内側をドクターカー、外側をドクターヘリへの要請としております。今後も限りある医療資源を効率的に運用し、圏域住民の負託に応えてまいります。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それから、昨今非常に問題になっているのが山での遭難事故ということで、諏訪の場合は八ヶ岳が担当地域になると思うんですけども、八ヶ岳や、それから山岳部を管轄していますが、山岳救助・遭難対応の体制はどうなっているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

上原昭司消防長 初めに、諏訪地域には八ヶ岳連峰をはじめ蓼科山、霧ヶ峰などの山岳や山間地を有し、「山の日」の施行など、幅広い世代の方が山と親しむ機会が増え、傷病者の増加傾向が続くと懸念されていることから、消防機関における山岳救助体制の構築が求められております。

当消防本部では、平成30年に「山岳救助体制構築に向けての実施計画」を策定し、山岳救助資機材や装備の配備、対象となる山岳についての調査及び救助訓練等を実施しており、年度ごと段階を踏んで順次活動範囲等を拡大し、管轄全域におけるオールシーズンの山岳救助活動を実施すべく、取り組んでおります。

出動体制につきましては、通報内容において山岳救助事案を覚知した際には、特別救助隊、救急隊、指揮隊、消防隊を出動させ、併せて長野県消防防災航空隊及び管轄警察署へも出動依頼を行います。

活動に際しては、令和4年3月に策定した「山岳救助活動に関するガイドライン」に基づき、活動内容や活動時間等を関係機関と十分協議した上で行っており、隊員の事故防止に努めているところです。

今後におきましても、関係機関との合同訓練を継続して実施するなど、救助活動が安全、確実、迅速に行えるよう山岳救助体制の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 ありがとうございます。ちょっとその出動体制とか、そういうものは私がよく分かっていなくて、何で事故のときに消防車も一緒に行くのとか、そういうようなことがあって、それでそこら辺をちょっと、私個人だけじゃいけないですが、どういうふうに運用されていて、ルールはどうなっているかと。しっかりやってもらっているのは分かっていたんだけど、やっぱりその運用ルールとか、ルールの基にあるものは何だとか、そういうことをやっぱり皆さんにも

知ってもらいたいし、私も不勉強でよく分かっていなかった部分があって、それをしっかりきちんと説明していただきまして、ありがとうございました。

今後、いろいろ状況が変われば、ルールとかも見直す必要もあるかと思いますが、現状でもきちんとしたルール上で運用されているということで。あと一つは、やっぱりトライ・アンド・エラーじゃないですけども、個別案件でもし改善点があるとしたら、消防署全体で上へ上げて、こういう問題点があったよとか、それについてじゃあ改善点はこんなものがあるねとか、そういう開かれた形で、マイナスの事例とか失敗事例というのは一番価値のあるものなので、それを十分生かす形の中でやっていただければと思います。

ということで、今日は詳細にありがとうございました。これにて質問は終了させていただきます。

今井康善議長 以上で、小泉正幸議員の質問を終わりにいたします。

これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時45分といたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時44分

今井康善議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて

○日程第 3

議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 4

議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

○日程第 5

議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 6

認定第 1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第10

認定第 5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第11

請願第 1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

今井康善議長 日程第2 議案第19号から日程第10 認定第5号までの9件及び日程第11 請願第1号を一括議題といたします。

これらの議案、認定及び請願は、各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

牛山基樹総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された4件の議案審査に当たり、10名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、早出一真副広域連合長、牛山貴広副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて報告いたします。

審査の過程において、一定の需要があった施設であり、利用者が困ることがないように、構成市町村と連絡を取り、状況を注視していつもらえるのかとの質疑に対し、関係市町村と連携し、課題が生じるようであれば関係機関と協議していくとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、消防学校に入校した人数と修繕費、工事請負費の主なものは何かとの質疑に対し、消防学校に入校した人数は46名、修繕費の主なものは指令システムの有償部品等の交換、工事請負費の主なものは施設感染防止対策工事、下諏訪消防署の仮眠室の個室化との答弁。

指令システムの経年劣化が進んでいるかとの質疑に対し、部分更新は行っているが、経年劣化は進んでいるとの答弁。

自動車購入費のような高額なものに対して基金を設けていないのは、特定財源で賄えるからかとの質疑に対し、特定財源があるから基金については考えていないとの答弁。

建物の改修についても特定財源があるかという質疑に対し、特定財源は事業内容による。現在の

ところ基金は考えていないとの答弁。

山岳救助について資機材を増やし、対応できる部隊を増やしてはどうかとの質問に対し、山岳救助に対応できる部隊は資機材だけでなく、隊員の養成も必要となる。山岳救助の対応は長時間となることがあるため、この間の対応策については検討していきたいとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、スポーツ振興補助金などの事業を行っているが、監査委員の意見等も踏まえて、今後有効な活用について検討されていくのかとの質疑に対し、議長会の提言などを踏まえて検討していきたいとの答弁。

特定の市町村を対象にした事業は考えにくいと思うが、事業実施の考え方はどの質疑に対し、構成市町村全体に資する事業を行っており、新規事業の実施に当たっては6市町村と協議していくとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

今井康善議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

・**川信仁福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された6件の議案審査及び1件の請願審査に当たり、11名の委員全員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂徹副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、介護保険料の納期が12期から9期になり、1期当たりの負担額が増えるが心配はないかとの質疑に対し、12期を9期で割ると1回当たりの保険料が上がることになり、低所得者の段階で申しますと、差額として第1段階は一月当たり528円、第2段階は898円、第3段階は1,203円と、1回当たりの負担額は増えますが、年額に変更はないため、丁寧に説明を行ってきたいとの答弁がありました。

また、新旧対照表の2ページ、条例の第8条、第9条を削除した理由はどの質疑に対し、暫定賦課廃止により、これに関する特例も廃止になるとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、省令によるということは分かるが、緩和の意味はどの質疑に対し、各地域包括支援センターに置くべき人員が決まっており、3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき人員と、3種類の専門職員の人員が定められている。これらが諏訪広域にはないが、東京な

ど都市部では実情に応じた柔軟さが求められており、複数の地域包括支援センターがあるところでは、エリアごとに人員配置できることとなる柔軟な改正内容になっているとの答弁がありました。

また、諏訪地域にはその可能性があるかとの質疑に対して、現在のところ6市町村ではないが、今後一つの自治体が複数の地域包括支援センターを持つようになると、該当する場合もあるとの答弁がありました。

また、新旧対照表に第2項が追加されているが、非常勤職員で補えないのかとの質疑に対し、どこの市町村も既に専門職を非常勤職員で補っているとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、居宅介護サービス費が増えた理由はとの質疑に対し、要介護認定者が増えたことに伴い、サービスが増えたとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、認定第1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、八ヶ岳寮基金の繰入れを行っているが、その理由はとの質疑に対し、高圧受電設備の耐用年数が経過したことにより更新を行った。また、亡くなられた方が新規入所者を上回ったことにより、事業費の不足が見込まれたためとの答弁がありました。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、令和5年度決算の居宅介護サービス給付費の不用額が3億7,000万円とあり、令和4年度決算の居宅介護サービス給付費の不用額は5億円とあったが、その理由はとの質疑に対し、当初見込みより実績が少なかったこと、また、コロナ禍により利用控えがあったため、令和5年度は5類に移行することが分かっていたので、幅を持たせた予算立てを行ったが、実際はそこまでの伸びがなかったことによるとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について報告をいたします。

本請願は、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを、政府に対して意見書として提出を求めるものです。当委員会では、請願者からの説明を行い、関係部局の意見を聞き、慎重に審査をいたしました。

事情聴取では、人手不足や高齢化という話を聞く、実情はどうかとの質疑に対し、どこの事業所も人手不足で困っている。新規利用者を受け入れることが難しくなるため積極的に募集しているが、なかなか就職につながらないとの回答がありました。

そのほか、処遇改善等の加算について及び定期巡回での移動距離についての質疑がありました。

討論では、請願説明のとおり深刻な問題が含まれており、介護保険制度の根幹に関わる内容であるため、採択すべきものとして賛成との討論に対し、本請願書は、6市町村議会6月定例会において全く同じ内容が提出されている。構成市町村においては、それぞれ取扱いの決定内容が異なっており、そうした状況下、改めて諏訪広域連合において本請願を採択することは、この地域の総意を示すように受け止められかねない。こうした観点から、広域連合議会として本請願を採択することについては反対するものであり、不採択とするべきとの反対討論がありました。

採択の結果、可否同数となり、諏訪広域連合議会委員会条例第15条第1項により、委員長採択で不採択となりました。

以上、報告といたします。

今井康善議長 これより、1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第19号 諏訪地区小児夜間急病センター条例を廃止するについて、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和5年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和5年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

次に、請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

20番望月克治議員 では、討論を始めさせていただきます。

初めに、広域議会是一个の地方公共団体の議会であって、各市町村の下部組織でも、それに委託された組織でもないということを申し上げておきます。

請願についてですが、請願については、所管する官公署にこれを提出するということに請願法ではなっています。そして、その請願法は第4条にこう書かれています。「誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。」となっています。けれども、今、広域連合議会ではこの請願を受け付け、そして議運でもこの広域連合議会で対応するということを決め、ここに諮られています。ということは、当広域連合議会が審査すべき案件であるということです。それをもって、第5条には「これを受理し誠実に処理しなければならない。」と書いてあります。

請願については、あらゆることについて請願が可能であり、請願を受けた機関は、これを受理し誠実に処理する義務を負うとされています。

さらに請願を受けそれを採決するに当たっては、起立採決、今回もそうなるかと思いますが、起立採決では……。私が今読み上げているものは、「憲法第56条第2項における棄権の位置付け—採決パラドックスの解法—」という国会の憲法審査会事務局の森本昭夫氏が書いた書籍によっています。日本の最高機関の憲法解釈、法解釈のその大本の方が述べていることだということを前置きしておきます。

起立採決では、具体的行動に出るのは賛成者だけである。反対者と賛成・反対のいずれでもない者の混交が生じてしまうことがあると。この差をどう読み解くかというのが問題である。賛成でも反対でもない議員は、自分が反対議員と同様に扱われるような、すなわち出席議員としてカウントされる行動には出ないものである。

そこで、一つだけ念を押しますが、今回この広域連合議会に出されているものはこの請願です。この請願を採択するか否かが広域連合議会で諮られるべきです。そして、それを決めるのが議員お一人お一人の判断であるということです。そして、「起立採決に際して賛成でも反対でもない議員が安穩と着席していることには、疑問符が付く。」とおっしゃっています。そもそも、議員の表決権行使は有意のものであり、それだけ重い意味があるということですね。

衆議院の先例集には、起立採決の際、表決権を放棄しようとする場合は、退席することと決められていると書かれています。起立しない者は、反対とみなすと決められているということです。ここで賛否を取られて、起立をしないということは反対である。要は、この請願は論拠が正しくない、この請願は間違っているという方が反対なんです。

先ほど委員長報告にありました、各市町村で意見が分かれているのでここで採決すべきではないという論拠は、この請願審査には関係ないということです。この場では、この請願を採択するか、不採択とするかが議員に問われているのであります。

こうも書かれています。「議員にとって重要な職責である表決権の行使において、作為か不作為かの違いで表決態度の選択に差がもたらされることがあるとは考えられない。議員としての自覚に関わる事柄であって、採決方法の設計や選択において考えるべき問題ではない。」、国会における扱いをもう一度述べますが、憲法第56条第2項の運用については、衆参両院で足並みがそろっています。棄権者を出席議員としては扱わない。自分はこれを採択するか、不採択にするか決められない、またはここで諮るべきではないという方は、表決に参加すべきではありません。そういう方は、退席すべきであるというのが憲法審査会の論であります。

今井康善議長 望月克治議員に申し上げます。委員長報告に対する討論として、簡潔にお願いいたします。

20 番望月克治議員 ですので、先ほどの委員長報告にあったような、市町村のそれぞれの意見が分かれているからこの場では採択すべきでないというのは、この請願に対する採否の意見としては成り立たないということを私は申し上げます。その上で、採択、不採択という判断でない、ここでやるべきでないという方は、この請願の採決に参加すべきではない。退席すべきだということを申し上げます。

そして、私はこの請願について至極ごもっともであり、これは広域連合がつかさどる介護保険制度のものであるので、この場で、私たちが、この場にいる広域連合議会議員がそれぞれの思いで採否を決めなければいけない問題である。そして、私は繰り返しますが、最もな、今喫緊にやらなければいけないものであるので、皆さん、ぜひ採択に御賛同いただきますようお願いを申し上げて、討論といたします。

今井康善議長 望月克治議員、委員長報告に対する賛否を明らかにしてください。

20番望月克治議員 委員長報告に対して反対です。本請願を採択することを求めます。

今井康善議長 ほかにありませんか。林元夫議員。

3番林元夫議員 下諏訪町、原村、富士見町、三つの議会は、6月にこれを採択しているわけでありまして。したがって、ここで請願が出てくることによって、これを否決するというのはなかなか代表議員としてはできづらい。さっき、望月議員が言っておりますけれども、これはでも、諏訪市も茅野市も岡谷市も、皆さん代表議員で出ているわけでありまして、その議会がそれぞれ採否が分かれていますし、継続審査になっているところもあります。したがって、市の関係者の議員が個々でこれを採否をできるかといったら、これは難しいのではないかと。私はこれを趣旨採択にすべきだと思っております。

完全に否定することは、やはり代表議員としてもできませんし、ぜひこれは趣旨採択として、この趣旨には賛同して、みんな茅野市もそういう形を取っておりますのでね。諏訪市でしたっけね、趣旨採択はどこだったかな。していない。結局は、この議会で完全に否決するということは、なかなか私の信条としてはできづらいので、ぜひ趣旨採択にしてほしいなと思って、今討論させていただきます。委員長報告に対しては、だから反対、完全否決というのは反対したいと。

今井康善議長 横山真議員。

7番横山真議員 今、討論者ということで、委員長報告に対して反対の討論、また今、林議員からも反対の討論ということでございました。反対並びに賛成というのが討論の原則であると思っておりますが、今の請願第1号に対する扱いについて、そのような両者からのお話ございましたけれども、取扱いについては、正式に受理をされた中で審査をされた。それを委員会に付託され、審議をされた結果、内容であると思っております。

審査に当たっては、各委員それぞれの意思を表明していただいた結果であり、委員会の審査には何ら瑕疵があるように私は思いません。その審査の過程を経て、本会議場で今、委員長報告に対する意思というものをそれぞれ尊重すべきことであって、あってはならない行為だと私は思っております。

なお、請願の取扱いというものについては、会議規則においては、採択すべきもの、それから不採択すべきもの、本来はこの2択しか選択の余地がありません。結論とすると、望月議員からも参加すべき議員でない人は退席というようなお話もありましたけれども、審査の過程を経て報告のあった案件でありますので、よって、今の発言については、決して私とすれば認められるものではございませんので、議長の判断によりまたお諮りをいただきたいと思っております。

今井康善議長 ただいま、林元夫議員より動議の発言と横山真議員より議事進行について発言がございました。発言の内容について、林元夫議員は趣旨採択ということでしたが、今回の委員長報告に対する賛否を問う討論におきまして、趣旨採択という採決はございませんので、このまま議事を進行いたします。

そのほかにありますか。小松壮議員。

12番小松壮議員 12番、小松壮です。請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本請願書は、6市町村議会6月定例会において全く同じ内容が提出されております。構成市町村においては、それぞれ取扱いの決定内容が異なっており、そうした状況下、改めて諏訪広域連合において本請願を採択することは、この地域の総意を示すように受け止められかねないこと、また、先ほどの一般質問で、県市長会を通じて、国に対して訪問介護における介護報酬の見直しに関する要望書も既に提出されているとの答弁もあり、県内全ての地域から国への要望は既に行っていること、これらを勘案し、広域連合議会として本請願を採択することについては反対するものであり、委員長報告に賛成をいたします。以上でございます。

今井康善議長 ほかにありませんか。木村かほり議員。

19番木村かほり議員 木村かほりです。委員長報告に反対し、本請願の採択を求める立場で討論します。

訪問介護の事業者と従事者の状況が困難を極めることは、ここに参加している議員の皆さんも理解しているところだと思います。内容に関しては、とても重要な請願だということを理解していると思います。

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求めることは、訪問介護の事業者だけでなく、誰もが年齢を重ねたとき、要介護状態になったときに必要であるため、全ての住民にも関係する内容です。

先ほどから討論で、委員会での請願の反対意見としてそれぞれの自治体での議会の対応のことが出ておりますが、広域連合議会は地方自治法に定められた特別地方公共団体の議会であり、各自治体議会の対応は独立したものです。広域連合議会の対応を広域連合の構成団体の総意と考えるのは、制度の無理解と思わざるを得ません。県議会やほかの広域連合議会でも同様の意見書が国へ提出されていることについても、自治体議会の対応と整合性を考える必要はありません。諏訪広域連合は、介護保険事業を行っている現状から、住民の声を特別地方公共団体である諏訪広域連合の議会として請願を採択し、意見書を提出すべきと考えます。

訪問介護の現状を知り、各自治体議会でも相応の対応すべきとしてきた議員の皆さんが、広域連合議会であることを理由に請願を不採択とし、住民の声を受けての意見書を提出しないというのは理由になるとは思えません。この請願を不採択とした理由を住民に胸を張って説明できるのでしょうか。訪問介護の現場の方に説明できるのでしょうか。特に、各自治体議会でも本請願と同様の内容

を採択した議員の皆さんが、この内容を不採択とする理由が分かりません。

先ほどの一般質問の答弁で、広域連合として国の要望や財政支援は考えていないとのことでした。であれば、本議会としてなおのこと訪問介護事業者の現場の声を受けて意見書を提出することが、私たち議員ができることの一つだと考えます。住民の求める声に耳を傾け、誠意を持って対応する議員として、本請願を採択し意見書を提出するべきだと考えております。以上です。

今井康善議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井康善議長 起立多数であります。よって、請願第1号の委員長報告は決定されました。

今井康善議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時25分

今井康善議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出を申しあげました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、今回の議案で条例廃止を御議決いただきました諏訪地区小児夜間急病センター事業ですが、令和5年度末をもって、17年間の診療業務を無事に終了することができました。当急病センターを開設以来、諏訪地区の小児救急医療に多大な御支援、御協力をいただきました運営医師会の皆様、及びこれまで御利用をいただきました皆様方に深く感謝を申し上げます。今後も広域連合としましては、構成市町村とともに小児地域医療の状況を注視してまいりたいと考えております。

また、今定例会中に、諏訪6市町村正副議長会より諏訪広域連合に対して広域観光の連携を推進するための調査研究に関する提言書が提出をされました。諏訪6市町村各議会において検討されるという手続を経て、正副議長12名が名を連ねての提言は初めてのことであり、広域連合としてしっかりと受け止めてまいります。

今後も、諏訪圏域の一体的な発展のために、なお一層調和の取れた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きお力添えのほどお願い申し上げます。

これからしばらく台風シーズンが続きます。自然災害への備えを充実するとともに、このたびの能登半島の豪雨災害に対しましては、要請があり次第速やかに応援できるよう、準備を整えてまいりたいと思います。

結びになりますが、議員各位をはじめ、関係する皆様には、時節柄御健康に留意をされ、一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、御挨拶といたします。ありがとうございました。

今井康善議長 これにて、令和6年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時28分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 今 井 康 善

5 番 小 泉 正 幸

1 8 番 洪 澤 務

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付託委員会	議決月日	審 議 結 果
承認第 4 号	6. 9.26	省 略	6. 9.26	原 案 承 認
議案第 19 号	〃	総務消防委員会	6. 9.27	原 案 可 決
議案第 20 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 21 号	〃	〃	〃	〃
議案第 22 号	〃	〃	〃	〃
認定第 1 号	〃	各常任委員会	〃	原 案 認 定
認定第 2 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
認定第 3 号	〃	〃	〃	〃
認定第 4 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認定第 5 号	〃	〃	〃	〃

請願・陳情

事 件 番 号	上程月日	付託委員会	議決月日	審 議 結 果
請願第 1 号	6. 9.26	福祉環境委員会	6. 9.27	不 採 択